

第3期すこやかあきた 夢っ子プラン

令和2年3月

(令和6年2月 一部改訂)

秋 田 県

秋田っ子の笑顔あふれる社会にするために

未来を担う秋田の子どもたちが、人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よりよい環境の中で育てられることは何よりも重要です。この大切な子どもたちの笑顔は、家庭や地域の太陽となり、県民に明るさと希望をもたらしてくれるものと考えております。

人口減少や少子高齢化の進行が著しい本県においても、子どもの教育・保育や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきております。

女性の就業率の上昇や核家族化が進むことにより、幼稚園や保育所などの施設の入所率が高まる中、昨年10月には「幼児教育・保育無償化」が開始され、教育・保育の「質」の向上が求められているほか、放課後児童クラブの登録児童数も年々増えており、そのニーズはさらに高まっております。

また、家庭の養育力や地域の子育てサポート力の低下が叫ばれる中、子どもの不登校やいじめ、児童虐待等はいまだに深刻な社会課題であると認識しているところであります。

県では、近年の家庭や地域を取り巻く環境変化などの諸課題を踏まえ、これまでの「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」に基づく市町村や関係機関等と連携した総合的かつ計画的な取組の成果を検証しながら、このたび「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」を策定したところであります。

今後は、本プランに基づき、県民の結婚・出産・子育てに関する希望をかなえ、秋田の未来を拓く一人ひとりの子どもの健やかな成長を可能とする社会の実現のため、「子育てを社会全体で支える体制の充実」や「安心して子育てできる環境の整備」を進めてまいります。

様々な施策の推進にあたっては、市町村と連携を強化していくことはもちろん、家庭や企業など地域の方々の協力も得ながらオール秋田で推進していく必要があることから、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本プランの策定にあたり、「秋田県社会福祉審議会」の関係委員をはじめ、多くの皆様から貴重な御意見・御提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

秋田県知事 佐竹 敬久

目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要	2
1 計画の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画のポイント	
4 計画の期間	
5 第2期すこやかあきた夢っ子プランを振り返って	
第2章 子どもを取り巻く現状	4
1 少子化の動向	
2 子育てをめぐる状況	
3 子どもの育ちをめぐる状況	
第3章 計画の目標と体系	14
1 子ども・子育て支援にかかる計画の目標	
2 子ども・子育て支援の実施に関する基本的考え方	
3 計画の基本指標	
4 計画の施策体系	
5 本計画と整合・調整等を図る他の計画	
6 計画の対象	

第2部 施策の内容

政策1 子育てを社会全体で支える体制の充実	18
基本施策1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供	19
基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実	22
基本施策3 結婚・子育てのサポート体制の充実・強化	27
基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実	30
基本施策5 母子保健対策の充実	32
政策2 安心して子育てできる環境の整備	36
基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくり	37
基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実	39
計画の目標指標	42

第3部 計画の推進体制と点検・評価

1	推進体制	46
2	点検・評価	46

資料

1	県設定区域における教育・保育施設及び地域型保育事業の「量の見込み」と「確保方策」総括表	48
2	県設定区域における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」総括表	49
3	市町村子ども・子育て支援事業計画における基礎数値	50
4	市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の需給状況	51
5	市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需給状況	55
6	秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会委員名簿	65
7	秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会の開催状況	66
8	子ども・子育て支援の経緯	67
9	秋田県子ども・子育て支援条例	68
10	用語集	73

第 I 部

総論

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本県では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成17年度から10年間にわたり秋田県次世代育成支援行動計画（前期・後期）に基づき様々な取組を進め、その間、平成18年には、子ども・子育て支援に関する基本理念や様々な主体の責務を定めた「秋田県子ども・子育て支援条例」を制定しました。

また、平成24年8月には、全ての子どもとその保護者を対象とする子ども・子育て支援3法が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の本格施行により、「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」（以下「第2期プラン」という。）を策定し、子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

子ども・子育て支援法等に基づく「第2期プラン」が5年1期の計画期間（平成27年度～令和元年度）の終了を迎えることから、子ども・子育て支援の更なる充実を図るため、同法に基づく基本指針等に即し、次期計画となる「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

2 計画の性格

本プランは、子ども・子育て支援に関係する次の法律及び条例等に基づく計画を一体的に策定するものです。

- ・子ども・子育て支援法第62条に基づき都道府県が策定する子ども・子育て支援事業支援計画
- ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づき都道府県が策定する行動計画
- ・秋田県子ども・子育て支援条例第8条に基づく子ども・子育て支援に関する基本計画
- ・国の母子保健計画策定指針に基づく母子保健計画

3 計画のポイント

第2期プランの検証や国の動向等を踏まえ、子ども・子育て支援事業を実施します。

1 国の基本方針等を踏まえた主な取組

- ・放課後児童クラブの受け皿の整備《「新・放課後子ども総合プラン」(H30.9月公表)》
- ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等《「児童福祉法」(R1.6月改正)》
- ・母子保健に関する効果的な施策の総合的な推進《「母子保健計画策定指針」(H26.6月公表)》

2 本県の実情を踏まえた主な取組

- ・出会い・結婚支援の更なる強化
- ・子育て家庭の経済的負担の軽減

4 計画の期間

本プランは、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。

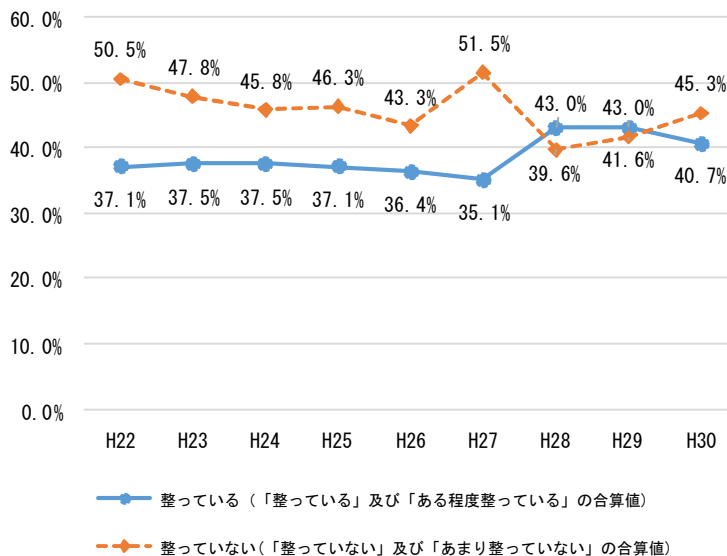
第1部 総論

5 第2期すこやかあきた夢っ子プランを振り返って

第2期プランでは、2つの政策の下に8つの基本施策を掲げ取組を進めてきました。

第2期プランの推進にあたって掲げた基本指標である「家庭や地域、職場において、子どもを産み育てやすい環境が整っていると思う」と回答した割合は40.7%にとどまり、目標とした45%に及ばず、依然として半数近くの回答者は子育て環境について十分ではないとの意識が結果に現れており、子ども・子育て支援における総合的な取組の更なる充実・強化が必要であると認識しています。

秋田県県民意識調査 県の特定課題
「子どもを産み育てやすい環境」の現状評価



各基本施策の主な指標において、認定こども園数や従業員数100人以下の企業における一般事業主行動計画策定件数は順調に推移し目標値を達成しているものの、待機児童数や婚姻数は目標値への達成度は低い状況となっており、教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供や次の親世代に対する支援の充実・強化の各施策をこれまで以上に推進していく必要があります。

第2期すこやかあきた夢っ子プランにおける 基本指標及び各基本施策の主な目標指標	単位	H25年 基準値	H29年 実績値	H30年 実績値	R1年 目標値	達成度
秋田県県民意識調査「家庭や地域、職場において、子どもを産み育てやすい環境が整っていると思う」と回答した割合	%	36.4 (H26 現状値)	41.6	40.7	45.0	B
待機児童数	人	38	41	37	0	D
認定こども園数	園	33	81	89	63	A
放課後児童クラブ設置率	%	75.7	81.0	81.8	85.0	B
従業員数100人以下の企業における一般事業主行動計画策定件数(累計)	件	570	916	1,079	772	A
県民意識調査「子育て家庭への経済的な支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合(モニタリング指標20~50代の加重平均)	%	39	52	55	45	A
地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合(公立幼・小・中・高・特別支援)	%	37.0	46.7	46.7	50.0	B
婚姻数	件	3,865	3,311	3,052	4,020	C
高校生の県内就職率	%	61.5	66.9	65.0	74.0	B
3歳児健康診査受診率	%	97.2	97.1	98.3	100	B
中学校区における学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施率	%	90.6	95.4	96.3	95.7	A

※達成度の判定基準 A…100%以上 B…80%以上100%未満 C…60%以上80%未満 D…60%未満

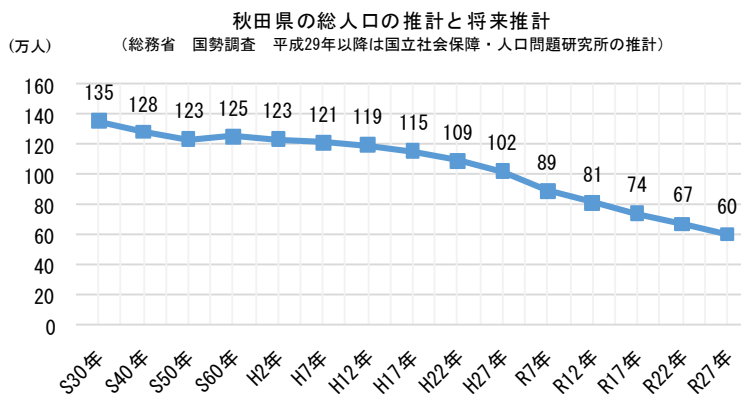
第2章 子どもを取り巻く現状

1 少子化の動向

(1) 総人口と将来推計

全国的な少子化の流れの中で、本県でも急速に人口が減少しており、昭和31年に過去最高の135万人となった本県人口は、令和元年には96万5千人となりました。国立社会保障・人口問題研究所では、令和27年の本県

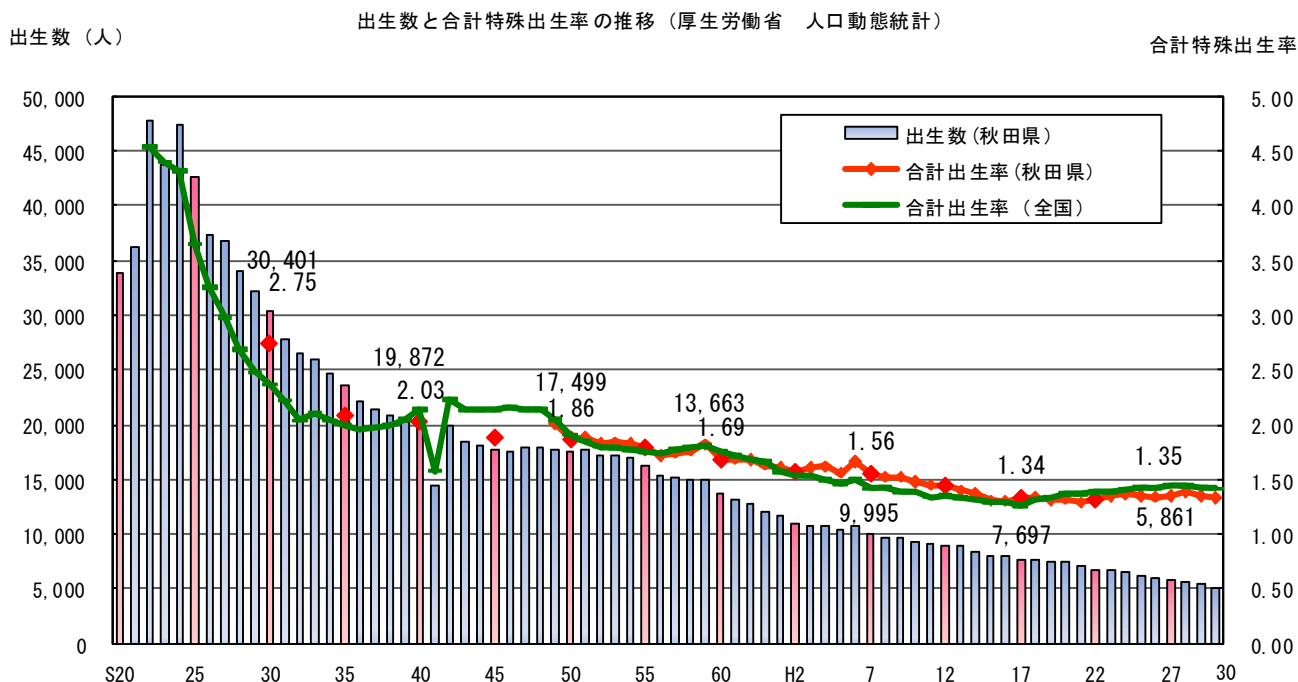
人口を約60万人と推計しており、ピーク時の昭和30年から60年間で40万人減少した人口が、今後は30年で40万人減少することとなり、全国のすう勢を上回るペースで進行する人口減少のスピードを抑制していくことが重要です。



(2) 出生数・合計特殊出生率

本県の出生数は、戦後の第1次ベビーブーム期(昭和22~24年)の約4万8千人をピークに減少が続き、平成30年には5,040人まで減少しています。

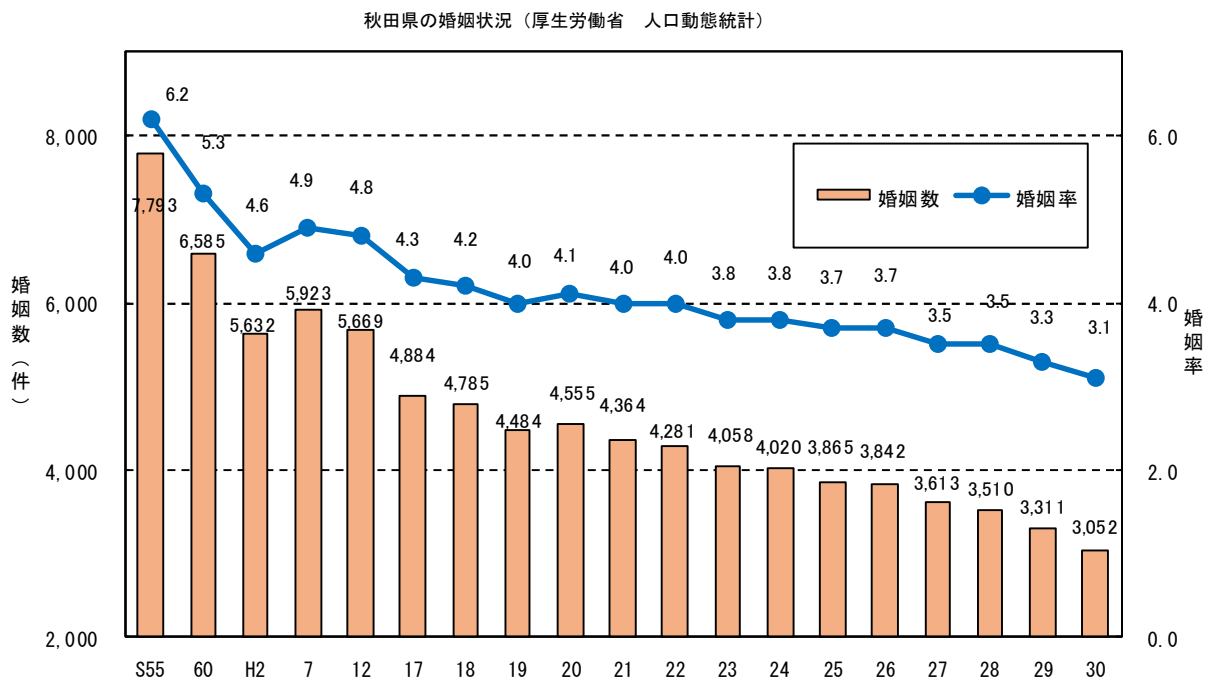
また、合計特殊出生率(一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す指標)も低下傾向となり、平成14年からは1.3台で推移し、平成30年には1.33となっています。



第1部 総論

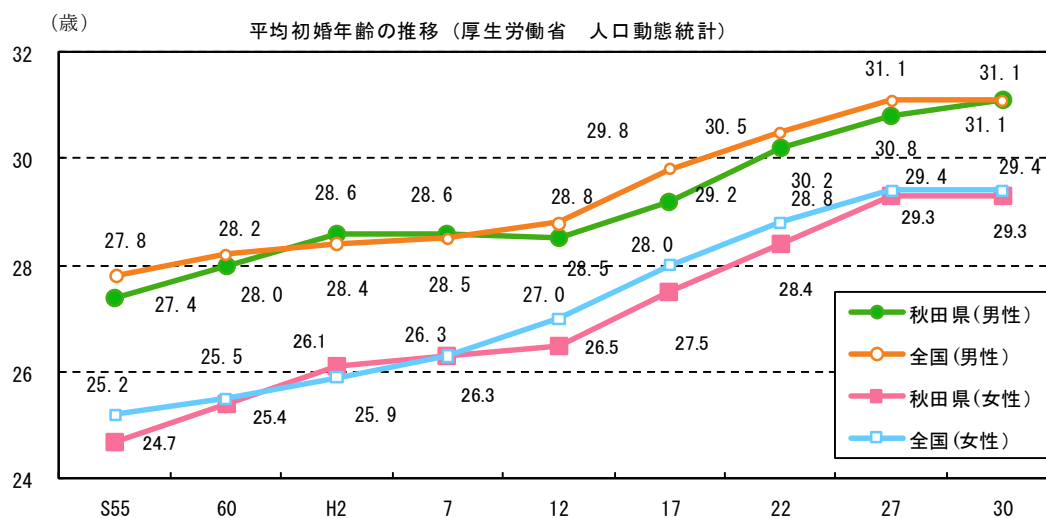
(3) 婚姻状況

本県における婚姻状況を見ると、婚姻数は、昭和40年に約1万件でしたが、平成17年には5千件を割り込み、平成30年は3,052件となっています。婚姻率（人口千人に対する婚姻数）は、平成17年に4.3でしたが、平成30年には3.1まで減少しています。



(4) 平均初婚年齢

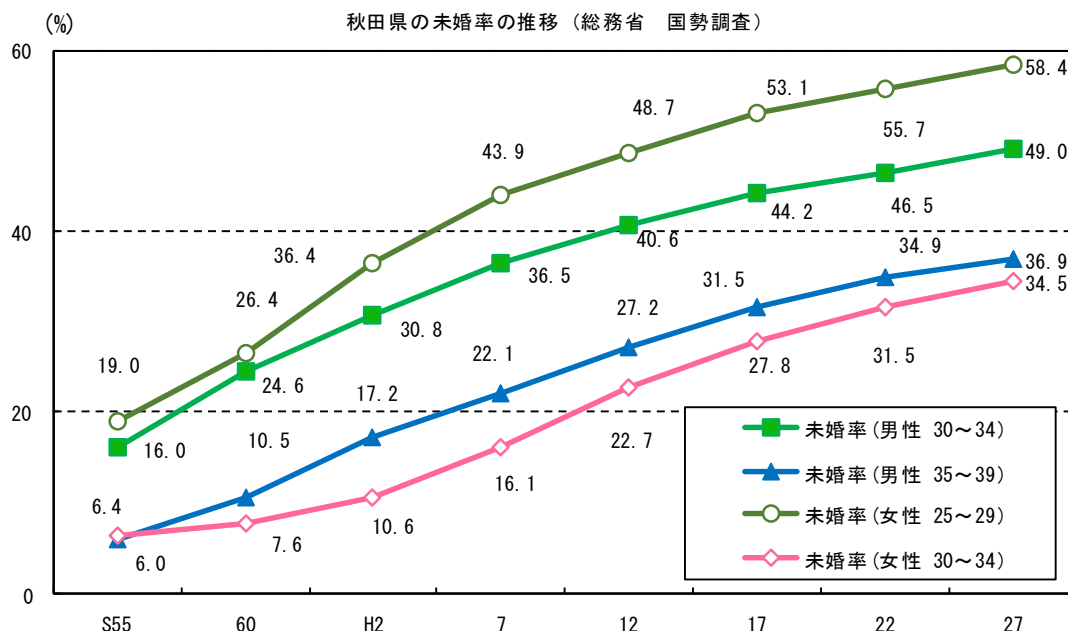
本県における平均初婚年齢は、平成17年に男性が29.2歳、女性が27.5歳でしたが、平成30年には男性が31.1歳、女性が29.3歳となっており、全国平均と同様に上昇傾向にあり晩婚化が進行しています。



第1部 総論

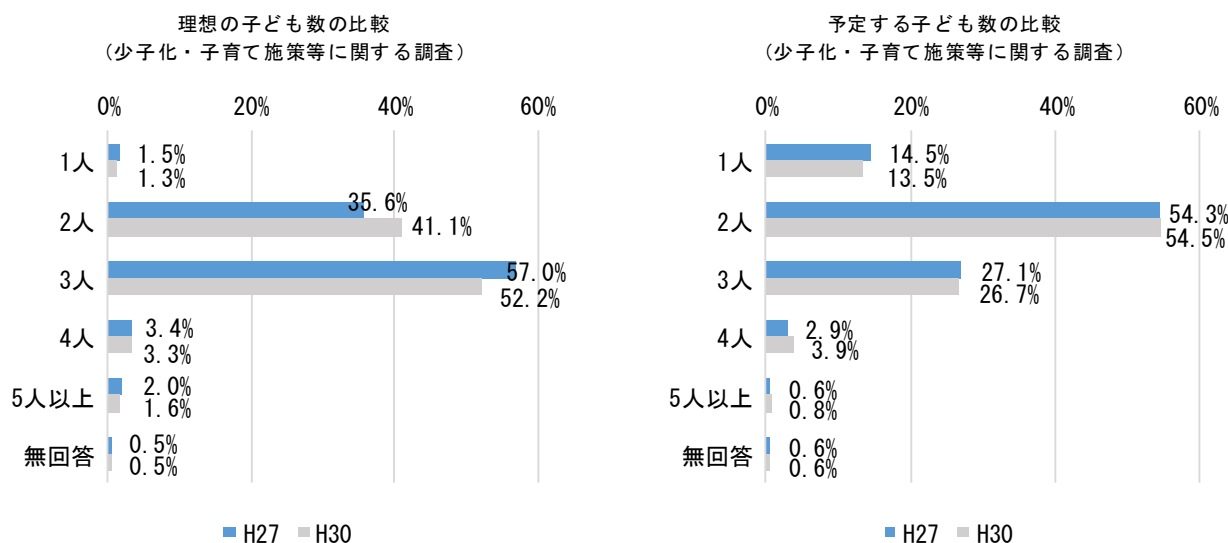
(5) 未婚率

本県における未婚率は、平成17年に35～39歳男性は31.5%、30～34歳女性は27.8%でしたが、直近調査の平成27年にはそれぞれ36.9%、34.5%となっており、男女とも上昇し未婚化が進行しています。



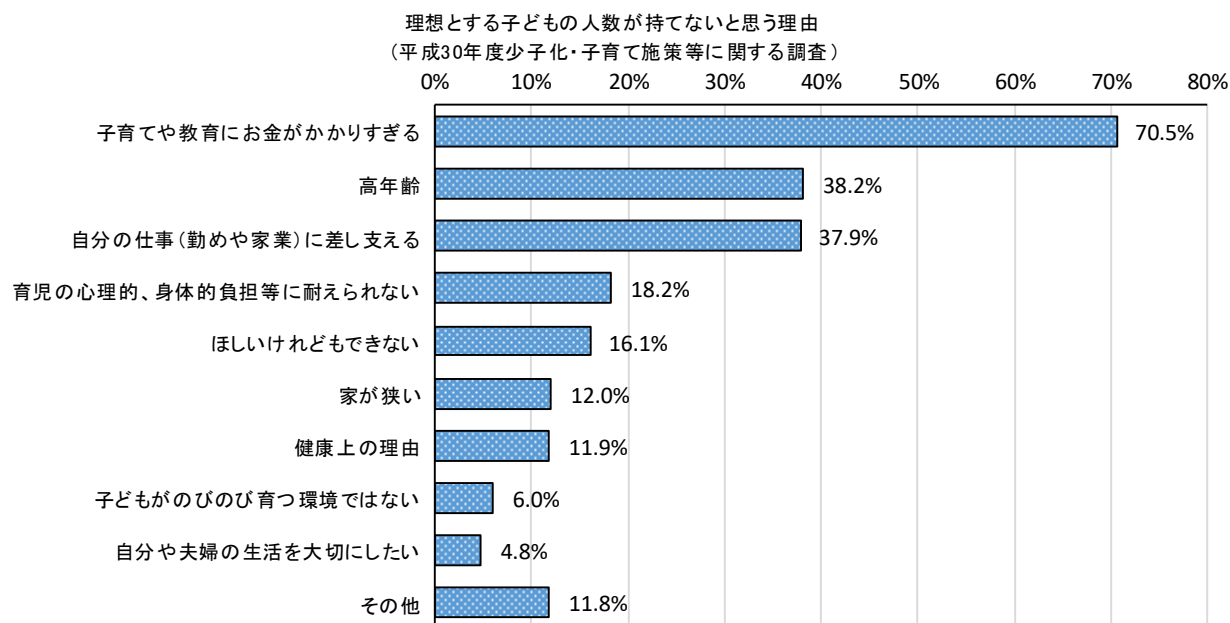
(6) 理想の子ども数と予定する子ども数

平成30年度の県内の子どもの保護者を対象としたアンケート結果では、理想とする子ども数「3人」が52.2%と最も割合が高く、続いて「2人」が41.1%となっています。これに対し予定する子ども数は「2人」が54.5%と最も割合が高くなっています。



第1部 総論

理想の子ども数と予定する子ども数に差が生じる理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」との回答の割合が70.5%と最も高く、続いて「高年齢」「自分の仕事（勤めや家業）に差し支える」「育児の心理的、身体的負担等に耐えられない」となっています。

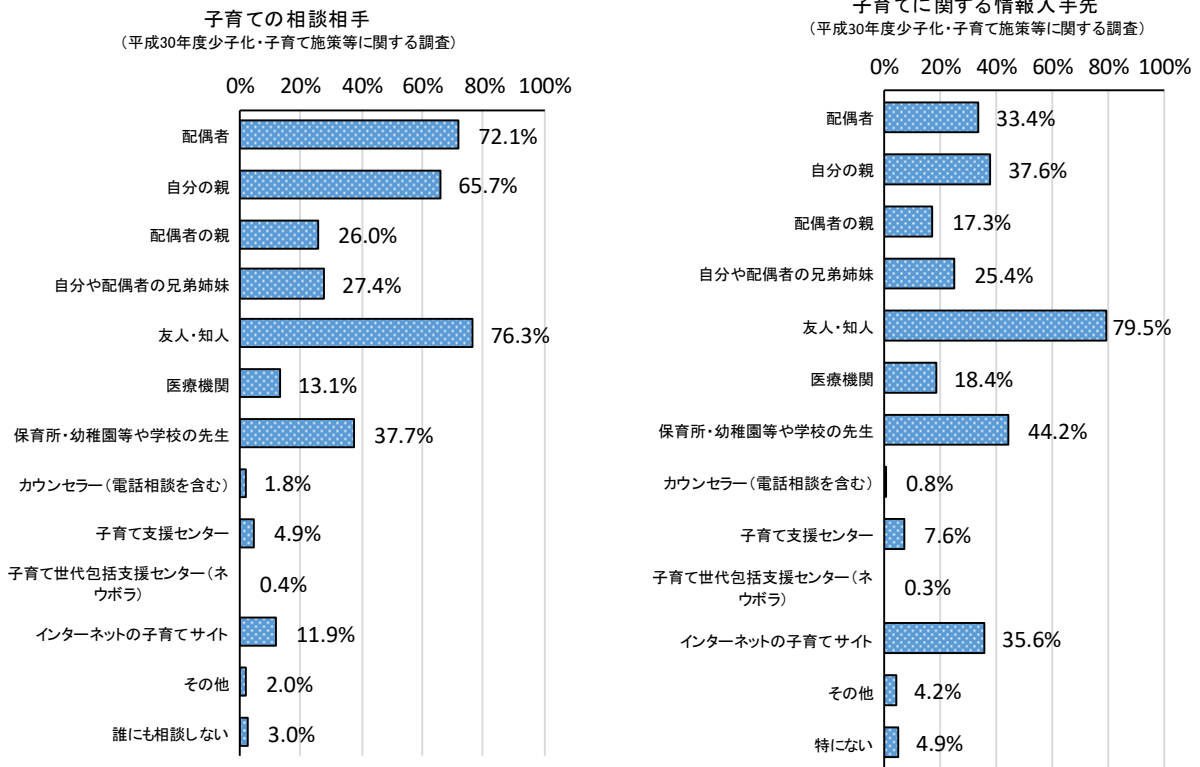


第1部 総論

2 子育てをめぐる状況

(1) 子育ての相談相手や子育てに関する情報入手先

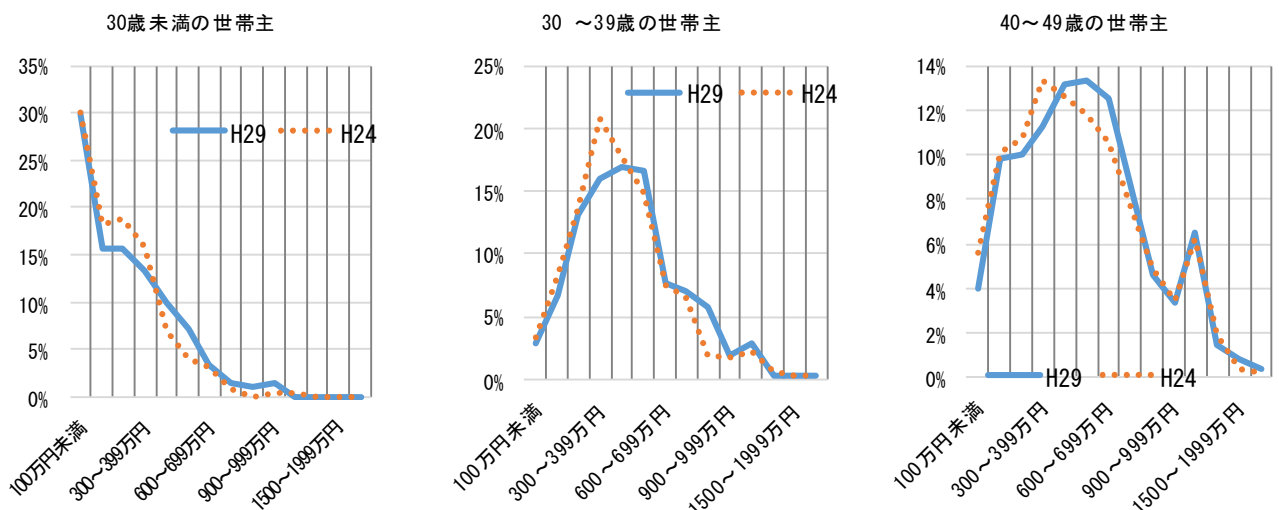
子育ての相談相手は、「友人・知人」が76.3%で最も割合が高く、次に「配偶者」、「自分の親」となっています。また、子育てに関する情報入手先についても「友人・知人」の割合が79.5%と最も高く、続いて、「保育所・幼稚園等や学校の先生」、「自分の親」となっています。



(2) 子育て家庭の経済状況

子育てを主に担う50歳未満の世帯の所得について、平成24年と平成29年を比較すると、各年代において、高所得階層の割合が増加しています。また、30代の世帯では、300万円台～500万円台までの各所得階層がほぼ同程度となっています。

秋田県における世帯主の年代毎世帯所得の傾向 (総務省 就業構造基本調査)

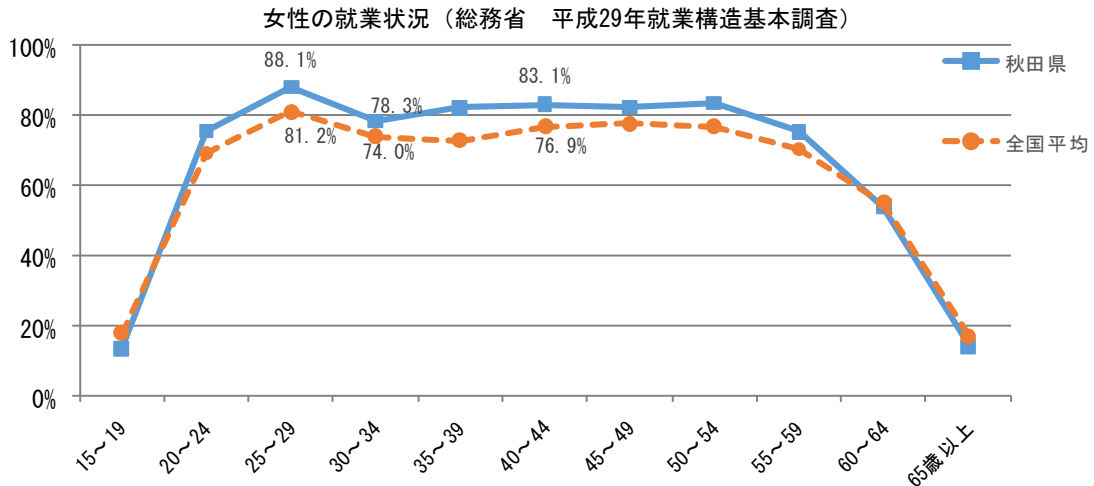


第1部 総論

(3) 育児と仕事の両立状況

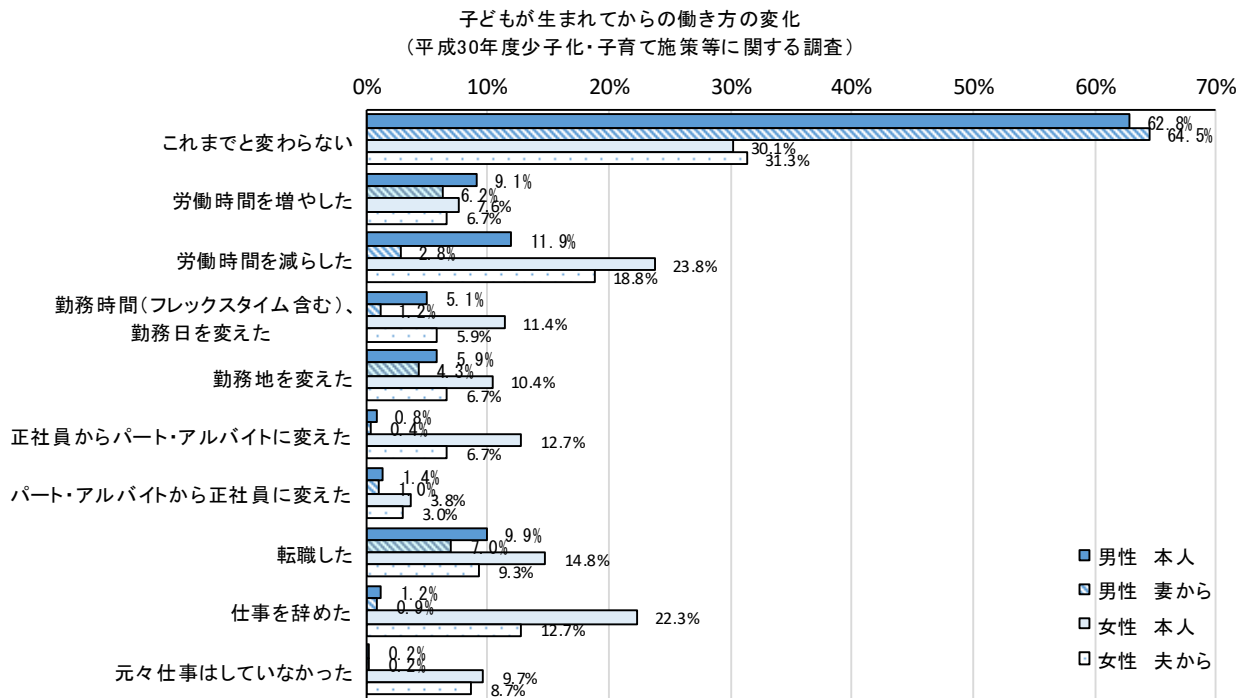
①女性の就業状況（有業者の割合）

平成29年就業構造基本調査によると、本県における20歳から59歳までの女性における有業率は7割を超え、全国的にみても比較的高い状況です。



②子どもが生まれてからの働き方の変化

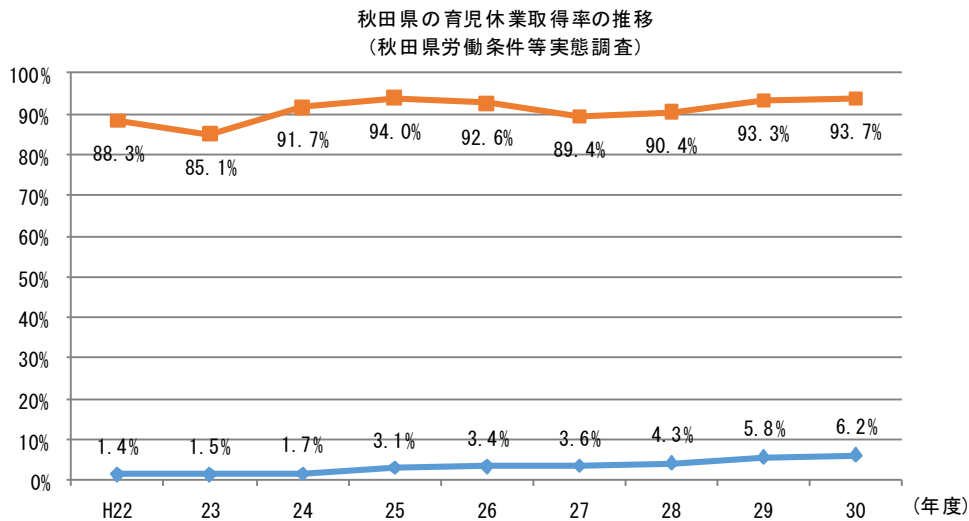
男性の働き方については、「男性本人」及び「妻から」ともに「これまでと変わらない」の回答割合が、62.8%、64.5%と最も高くなっています。女性の働き方についても「これまでと変わらない」の回答割合が最も高いものの、男性に比べ半分程度となっています。



第1部 総論

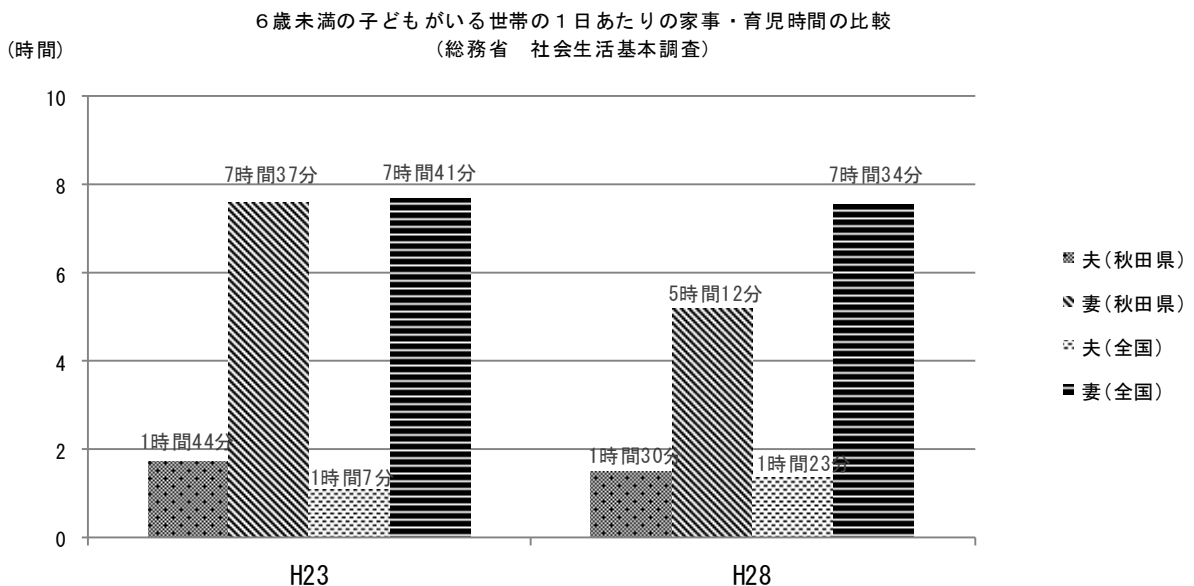
③育児休業取得率

育児休業取得率は、女性が概ね9割前後であるのに対し、男性は1割にも満たない状況となっているものの、男性の取得率も微増傾向を示しています。



④男性の家事・育児への参加

6歳未満の子どもがいる世帯の、夫の1日あたりの家事・育児時間をみると、共働き世帯が増えていることもあり全国的に増加傾向にありますが、妻と比較した場合かなり短くなっており、依然として妻の家事・育児の負担が大きい状況です。



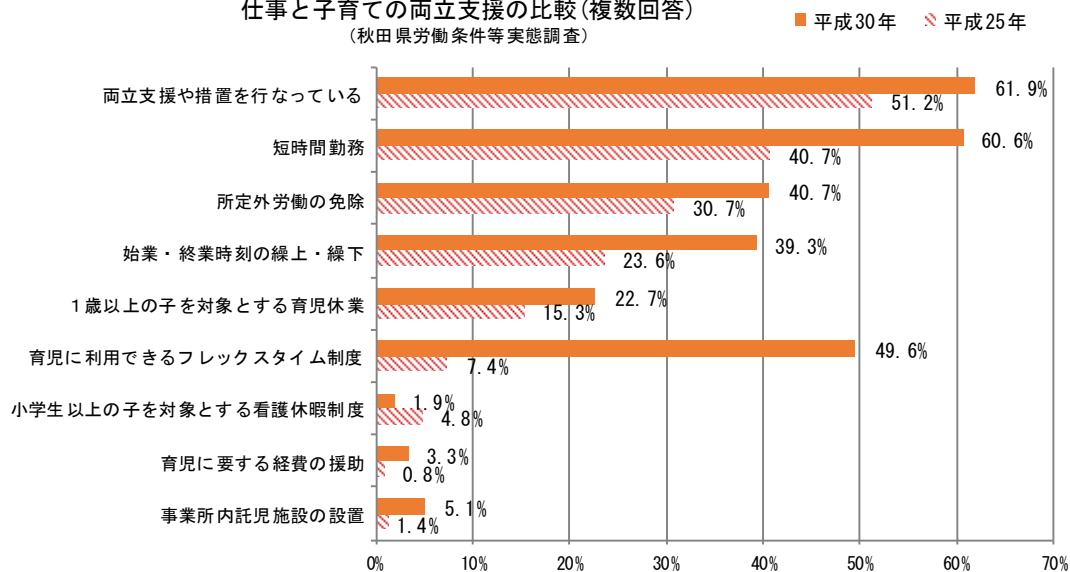
(4) 企業における仕事と子育ての両立支援の状況

企業における仕事と子育ての両立支援や措置を行っている状況について、平成25年と平成30年を比較すると「行っている」とする事業者が増加しています。

その内容は、「短時間勤務」、「育児に利用できるフレックスタイム制度」、「所定外労働の免除」などの、勤務時間の調整に関する取組が高い割合を占めています。

第1部 総論

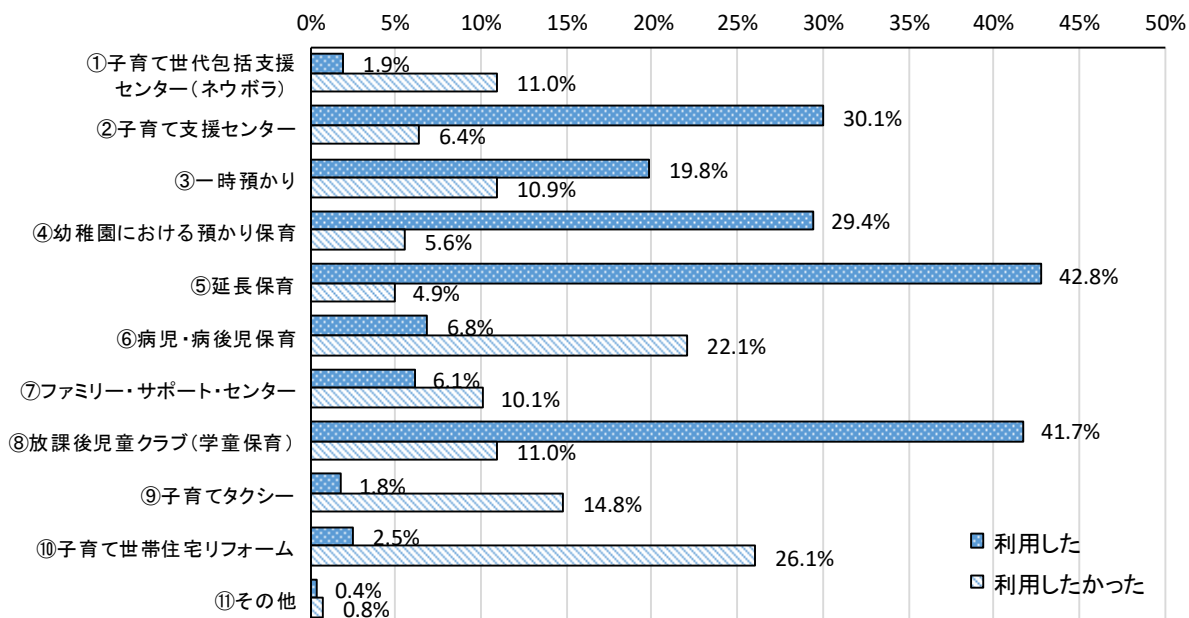
仕事と子育ての両立支援の比較(複数回答)
(秋田県労働条件等実態調査)



(5) 子育て支援制度の利用状況

本県における主な子育て支援制度の利用状況については、実際に利用した制度の中では「延長保育」が42.8%と最も割合が高くなっています。利用しなかった(利用してみたい)制度では「子育て世帯住宅リフォーム」が26.1%と最も高くなっており、続いて「病児・病後児保育」が22.1%となっています。

子育て支援制度(平成30年度少子化・子育て施策等に関する調査)



3 子どもの育ちをめぐる状況

(1) 就学前の子どもの状況

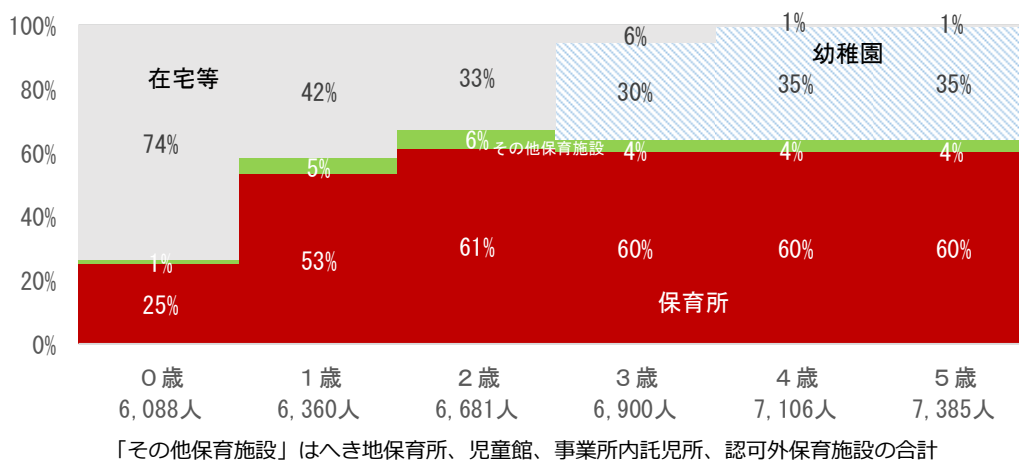
平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、幼稚園や保育所から新設された幼保連携型認定こども園に移行する施設の増加とともに、幼保連携型認定こども園に入所する児童が年々増加し、平成30年度の3歳以上の入所児童全体に占める割合は33%となっています。

平成30年度の施設への入所率を年齢別で見ると、0歳では29%ですが、1歳で70%を超え、4歳以上では99%とほぼ全入となっています。

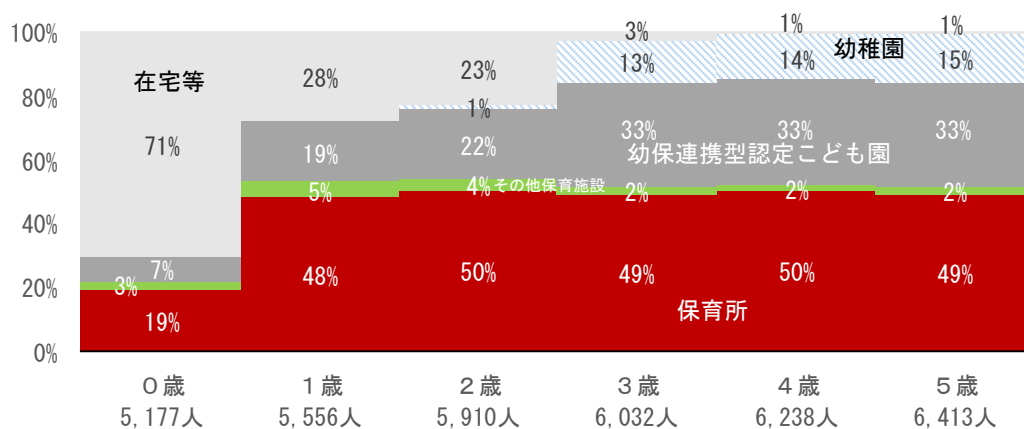
また、平成26年度との比較では1～2歳で入所率が増加しており、特に1歳では14ポイント増の72%となっています。

なお、就学前の子どもの数は年々減少しているものの、施設への入所率は平成26年度の76%から平成30年度には80%まで上昇しています。

◆平成26年度(未就学児 40,520人)



◆平成30年度(未就学児 35,326人)



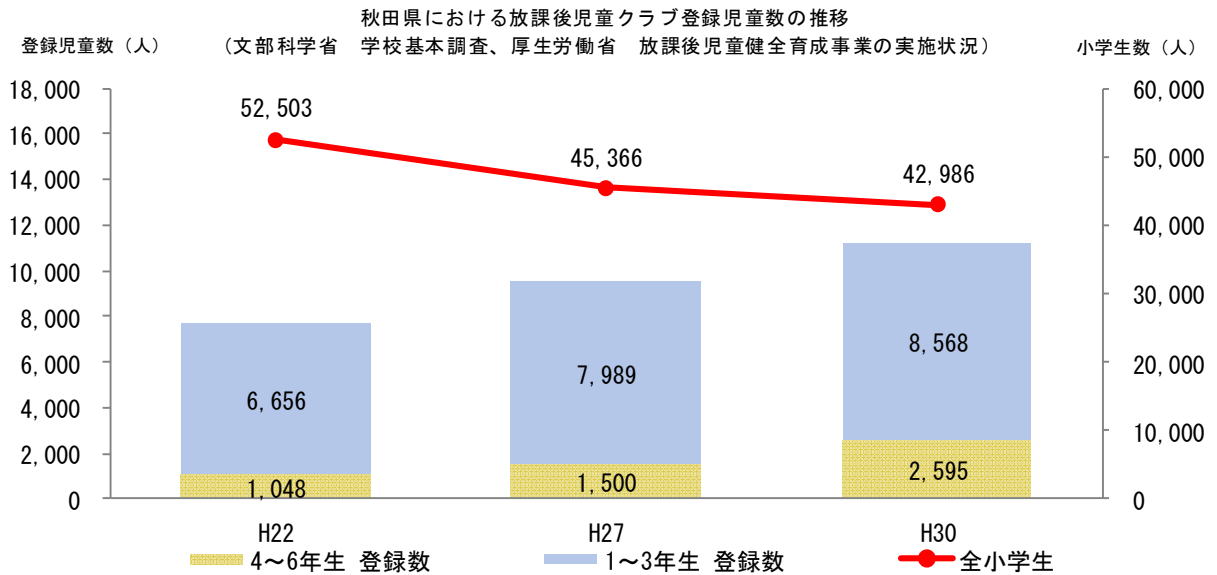
(秋田県幼保推進課調べ)

第1部 総論

(2) 放課後児童クラブの登録状況

本県の小学生数は、平成22年から平成30年の間で1万人近く減少しましたが、放課後児童クラブ登録児童数は3,459人増加し、平成30年度には全小学生数の1/4を超えるなど、放課後児童クラブへのニーズがさらに高まっています。

また、子ども・子育て支援新制度において放課後児童クラブの対象児童が拡充されたことにより、近年は4年生から6年生の登録も増えています。



第3章 計画の目標と体系

1 子ども・子育て支援にかかる計画の目標

急速な少子化の進行と子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、県民が次世代育成支援対策の必要性に理解を深め、子育てを家庭だけにとどめず、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、全ての子どもの意見や気持ちを尊重し、心身ともに健やかに成長することができるための目標を次のとおり掲げます。

「結婚・出産・子育てに関する県民の希望をかなえ、秋田の未来を拓く子どもの健やかな成長を可能とする社会」の構築を目指します。

2 子ども・子育て支援の実施に関する基本的考え方

目標の実現に向けて2つの政策を掲げ、子ども・子育て支援に取り組みます。

◆政策1 子どもを社会全体で支える体制の充実

結婚から出産・子育てを社会全体で支える気運を醸成し、子どもと子育て家庭を社会全体で支えるために必要な体制を充実します。

◆政策2 安心して子育てできる環境の整備

子どもの自立と健やかな成長を可能とするため、子育てや子どもの成長に必要な環境を整備します。

3 計画の基本指標

これらの政策の実施にあたっては、子育てを支える体制の充実や環境の整備の成果を把握するため、次の指標を掲げます。

「安心して子育てができる社会になっている。」と回答した割合

(秋田県県民意識調査における「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の政策に関する質問項目への回答割合)

【現状】令和元年度 54.6% → 【目標】令和6年度 65.0%

4 計画の施策体系

◆政策1 子育てを社会全体で支える体制の充実

基本施策1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供

- 施策1-1 教育・保育の計画的な提供
- 施策1-2 保育人材の確保・育成と教育・保育の質向上
- 施策1-3 教育・保育推進体制の充実・強化
- 施策1-4 市町村区域を超えた広域調整
- 施策1-5 教育・保育情報の公表

基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実

- 施策2-1 地域子ども・子育て支援事業の支援と機能強化
- 施策2-2 児童館を活用した児童の健全育成
- 施策2-3 支援を要する子どもや家庭のサポート

基本施策3 結婚・子育てのサポート体制の充実・強化

- 施策3-1 結婚・子育てを社会全体で支える気運醸成
- 施策3-2 若者の就職への支援
- 施策3-3 出会い・結婚支援の更なる強化
- 施策3-4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進
- 施策3-5 ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の整備

基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実

- 施策4-1 幼児教育・保育に要する経費や医療費の負担軽減
- 施策4-2 安心して進学できる環境づくり
- 施策4-3 ゆとりある住宅確保等への支援

基本施策5 母子保健対策の充実

- 施策5-1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策と不妊への支援
- 施策5-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- 施策5-3 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- 施策5-4 育児に困難を抱える親への支援
- 施策5-5 妊娠期からの児童虐待防止対策

◆政策2 安心して子育てできる環境の整備

基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくり

- 施策6-1 子育てを支援する生活環境の整備
- 施策6-2 子どもの安全を確保するための取組の推進
- 施策6-3 犯罪被害防止対策や被害者への支援

基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実

- 施策7-1 人権を尊重する教育と自尊感情、自己有用感の醸成
- 施策7-2 きめ細かな教育の推進
- 施策7-3 豊かな心と健やかな体の育成

第1部 総論

施策7-4 子どもの食育の推進

施策7-5 子どもの心の育ちと青少年の健全育成

施策7-6 地域学校協働活動の充実

5 本計画と整合・調整等を図る他の計画

本プランは、県内25市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画と整合・調整を図るとともに、県が策定している子ども・子育てに関連する他の計画との調和を保つものとしします。

◆整合・調整を図る計画

- ・県内25市町村子ども・子育て支援事業計画

◆調和を保つ県策定計画

- ・第3期ふるさと秋田元気創造プラン
- ・第2期あきた未来総合戦略
- ・第4次秋田県男女共同参画推進計画
- ・第2次あきた子ども・若者プラン
- ・秋田県地域福祉支援計画
- ・秋田県社会的養育推進計画
- ・秋田県ひとり親家庭等自立促進計画
- ・第5期秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
- ・秋田県子どもの貧困対策推進計画
- ・秋田県障害者計画
- ・第5期秋田県障害福祉計画
- ・第1期秋田県障害児福祉計画
- ・秋田県自殺対策計画
- ・第3期あきたの教育振興に関する基本計画
- ・第三次秋田県特別支援教育総合整備計画

6 計画の対象

- ・子ども（満18歳に達するまでの者）
- ・妊産婦
- ・子どもを育成し、または子どもを育成しようとする家庭
- ・子どもと子育て家庭を取り巻く関係者等（県民、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域、企業、関係団体、行政等）

第2部

施策の内容

政策1 子育てを社会全体で支える体制の充実

政策1における施策展開

政策1では、結婚から出産・子育てを社会全体で支える気運を醸成し、子どもと子育て家庭を社会全体で支えるために必要な体制を充実します。

基本施策1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供では、子どもの育ちや保護者の子育てを支援するために、教育・保育の総合的・計画的な提供を進めます。

基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実では、地域の実情や子育て家庭の様々なニーズに対応し、切れ目のない子育て支援体制を構築するため、地域子ども・子育て支援事業の取組の充実に向け支援します。

また、児童虐待やDVの防止対策、子どもの貧困対策を進めるほか、障害のある子どもや外国につながる子ども、ひとり親家庭など、支援を要する子どもや家庭のサポートの充実を図ります。

基本施策3 結婚・子育てのサポート体制の充実・強化では、社会全体で結婚や子育てを支える気運を醸成するとともに、次代の社会を担う子どもが安心して暮らすことができるよう、出会いや結婚、仕事と子育ての両立に向けたサポート体制を充実・強化します。

基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実では、子育て家庭は保育料や医療費等、子育てに係る経済的負担が大きいことからその負担の軽減を図ります。

基本施策5 母子保健対策の充実では、母子の生命を守り、母子の健康の保持増進を図ることに加え、予防的な観点から児童虐待問題についても取組を推進します。

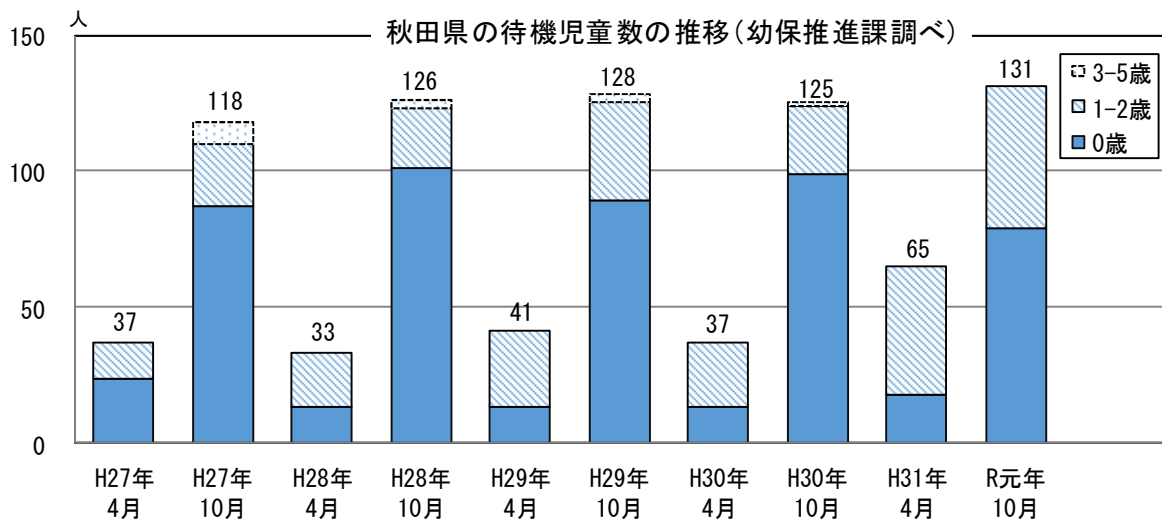
基本施策1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供

■現状と課題

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、就学前の教育・保育の「量的拡充」と「質の向上」に努めてきましたが、より多くの保育士を必要とする0～2歳児において、就学前施設への入所希望が増加し、必要な保育士を確保できない一部の地域で待機児童が発生しています。

一方、令和元年10月には「幼児教育・保育の無償化」が始まり、これまで以上に、教育・保育の「質」が問われています。

小学校就学前は、生涯にわたる人格形成や生活習慣等の基礎を培う時期であり、子どもの居場所がどこにあっても、等しく質の高い教育・保育が受けられるよう、それぞれの地域の実情と保護者のニーズを踏まえた教育・保育の総合的・計画的な提供が求められています。



■施策の方向性

県は「子ども・子育て支援法」に基づき、市町村が地域のニーズを踏まえて実施する「就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供」を支援します。

◆基本施策1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供

- 施策1-1 教育・保育の計画的な提供
- 施策1-2 保育人材の確保・育成と教育・保育の質向上
- 施策1-3 教育・保育推進体制の充実・強化
- 施策1-4 市町村区域を超えた広域調整
- 施策1-5 教育・保育情報の公表

第2部 施策の内容

施策1-1 教育・保育の計画的な提供

(1) 教育・保育の需給区域の設定

県の教育・保育提供区域（以下「県設定区域」という。）については、市町村の子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村事業計画」という。）における教育・保育提供区域のほか、教育・保育の量の見込み（以下「量の見込み」という。）並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）等を踏まえて設定します。

市町村事業計画では、各市町村が全域を教育・保育提供区域とし、市町村内での量の見込みに対して供給を確保する計画となっており、教育・保育の市町村を跨いだ利用については、その市町村間で調整を実施します。

こうしたことから、県設定区域は、各市町村を一単位とする25区域とし、地域子ども・子育て支援事業においても同様とします。

(2) 教育・保育の計画的な提供

教育・保育施設及び地域型保育事業における量の見込み及び確保方策の設定にあたっては、各市町村事業計画の数値を基本とし、その集計値と整合性を図るものとします。

地域子ども・子育て支援事業における量の見込み等についても同様とします。

一方、教育・保育施設の認可、認定においては、市町村事業計画における教育・保育の需給状況を踏まえて判断するものとし、必要な場合は需給調整を行います。

○担当課 次世代・女性活躍支援課、幼保推進課

施策1-2 保育人材の確保・育成と教育・保育の質向上

(1) 保育士等の確保による待機児童の解消

平成27年度以降、1歳児及び2歳児の就学前施設への入所率は、年々上昇してきましたが、令和2年度以降も同様の傾向が続くものと見込まれます。保育需要の増加に見合う保育士等の確保が必要であり、保育人材の新規学卒者の確保とともに、保育士等が働き続けられる環境を整備することで、待機児童の解消を図ります。

新規学卒者の確保では、県内において保育業務に従事しようとする保育士養成施設の在学生を対象に、返還免除付き就学資金の貸付を実施します。

また、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善を行うほか、みなし保育士となることができる「子育て支援員」の養成研修等により業務負担の軽減を図ります。

区 分	H30 実績	保育士等の確保計画（合計人数）				
		R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭・幼稚園 教諭・保育士 計	5,628	5,783	5,841	5,900	5,958	6,018

第2部 施策の内容

(2) 保育士等の専門性向上と就学前教育・保育の質向上

特別な配慮が必要な子どもへの対応や食育・アレルギー対応等、就学前教育・保育の様々な課題に対する研修ニーズが高まっていることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の垣根を越えた合同研修を開催し、保育士等の専門性向上を図ります。

また、乳児保育や幼児教育、マネジメント分野等、処遇改善等加算の要件となる保育士等キャリアアップ研修を実施します。

さらに、認定こども園サポート事業により、認定こども園への移行を目指す幼稚園・保育所等に対し、訪問による重点的な指導・助言や情報提供等の支援を実施します。

(3) 就学前施設と小学校教育の円滑な接続

就学前施設と小学校との交流・連携を推進するため、就学前・小学校地区別合同研修会を実施するほか、就学前施設における小学校への育ちと学びの連続性を意識した指導計画作成を促進します。

○担当課 幼保推進課

施策1-3 教育・保育推進体制の充実・強化

(1) 教育・保育アドバイザーの配置と園内研修の充実

高い専門性を持った教育・保育アドバイザーを配置する市町村を拡充し、就学前施設に対する巡回訪問や地域での研修等を実施するほか、園内研修リーダーの養成等により、地域における教育・保育推進体制の充実を図ります。

(2) 幼児教育センター等による教育・保育の指導体制の強化

幼保推進課を幼児教育センターとするとともに、北・南教育事務所を幼児教育サテライトセンターと位置づけて、それぞれが県央、県北、県南地区の市町村教育・保育アドバイザーや就学前施設等を指導する体制とします。

○担当課 幼保推進課

施策1-4 市町村区域を超えた広域調整

県は、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われる際に、当該市町村間の調整が整わない場合等には、必要に応じて、広域的な見地からの調整を行います。

○担当課 次世代・女性活躍支援課、幼保推進課

施策1-5 教育・保育情報の公表

県は、教育・保育を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に教育・保育施設又は地域型保育事業を利用する機会を確保するため、教育・保育情報の公表に努めます。

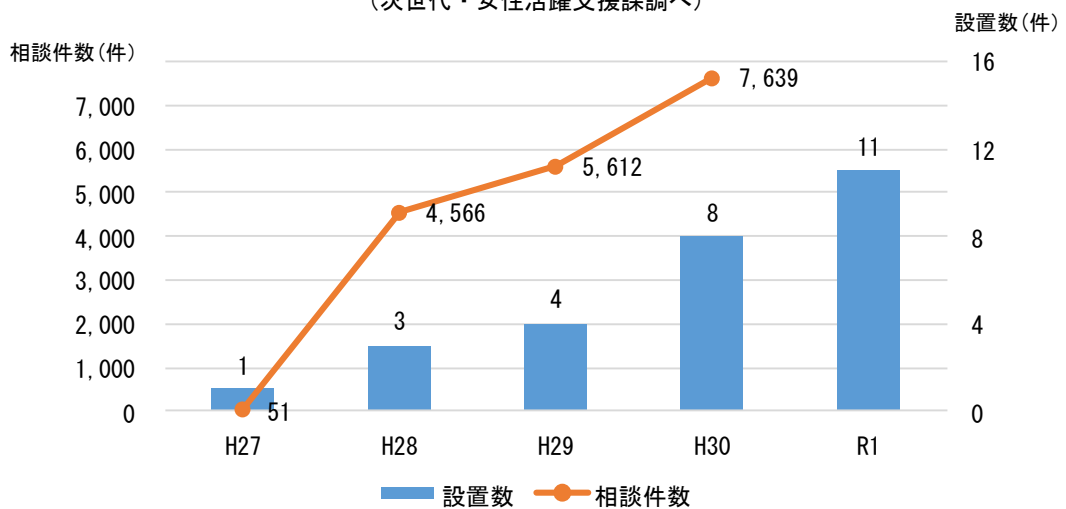
○担当課 幼保推進課

基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実

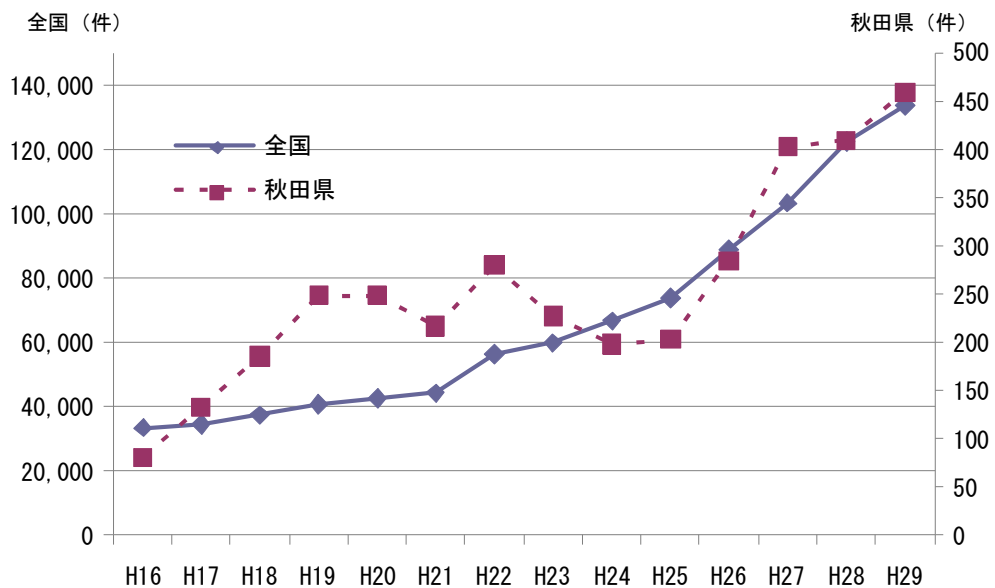
■現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行のほか、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる状況が変化の中で、家庭の養育力や地域の子育てサポート力の低下が指摘されています。このため、県内全ての地域において等しく子育て支援サービスが受けられるよう支援していく必要があります。

本県における子育て世代包括支援センターの設置数と相談件数の推移
(次世代・女性活躍支援課調べ)



児童虐待相談対応件数の推移 (厚生労働省 福祉行政報告例)



第2部 施策の内容

■施策の方向性

地域の実情や子育て家庭の様々なニーズに対応し、切れ目のない子育て支援体制を構築するために、子育て世代包括支援センターの設置を促進するなど、地域子ども・子育て支援事業等の利用促進に対する取組を支援します。

また、児童虐待やDVの防止対策、子どもの貧困対策を進めるほか、障害のある子どもや外国につながる子ども、ひとり親家庭など、支援を要する子どもや家庭のサポートの充実を図ります。

さらに、増加が予想されるダブルケア家庭に対しては、子育てと介護の両面からのサポートが必要なことから、市町村や関係機関との連携強化を進めるとともに、出産や育児でより大きな負担を伴う多胎児家庭については、社会全体で支援できる体制整備等を行います。

◆基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実

施策2-1 地域子ども・子育て支援事業の支援と機能強化

施策2-2 児童館を活用した児童の健全育成

施策2-3 支援を要する子どもや家庭のサポート

施策2-1 地域子ども・子育て支援事業の支援と機能強化

市町村による地域子ども・子育て支援事業の実施を支援し、子育て支援の充実を図ります。

市町村が実施する事業の概要や県の支援策は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

地域の子育て家庭や妊産婦に対し、適切に幼児教育や保育、子育て支援サービスを利用できるよう、子どもやその保護者等の身近な場所で、適切な施設やサービスの情報を提供したり、必要に応じて相談・助言等を行うほか、関係機関とのネットワークの構築や社会資源の開発等、地域の連携を進めます。

また、県は、利用者支援事業を核として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センター（いわゆるネウボラ）を県内全市町村へ設置する取組を推進するとともに、子育て支援員研修や母子保健コーディネーター研修を実施し、コーディネート業務に従事する人材の養成を進めます。

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を行います。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。事業実施にあたっては、放課後児童クラブ、放課後子供教室に従事する者の確保と質の向上を図るとともに、関係部局との連携を密にする等、

第2部 施策の内容

「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村の取組を支援します。

区 分	H 3 0 実績	確保計画（合計人数）				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
放課後児童支援員	1,267	1,376	1,505	1,592	1,648	1,688

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等において養育・保護を行います。（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴や子育て支援に関する情報提供を行います。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する指導・助言、育児・家事援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化やネットワーク機関間の連携強化を図ります。

(8) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

① 幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を対象とした一時預かり（預かり保育）

② ①以外の一時預かり

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

(12) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の

第2部 施策の内容

把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行います。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の支援を行います。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

健康面や発達面において、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。

(15) 多世代の交流を活かした子育て支援の強化

中高生や高齢者に対して、子育て支援ボランティアへの参加を促進する等、多世代が子育て家庭を支える取組を強化します。

(16) 医療的ケア児保育支援事業

医療的ケアが必要な乳幼児について、保育所等における受入体制を整備することにより、多様な保育ニーズに対応します。

○担当課 次世代・女性活躍支援課、保健・疾病対策課、幼保推進課

施策2-2 児童館を活用した児童の健全育成

県内唯一の大型児童館である秋田県児童会館が、乳幼児から高校生までの子どもを対象とした健全な遊びや活動の拠点、さらには居場所となるよう機能の充実を図ります。

また、県内児童館に対する指導や連絡調整等により、地域の子育て家庭へ自由な交流の場を提供するとともに、子育てサークル等の地域活動を支援します。

○担当課 次世代・女性活躍支援課

施策2-3 支援を要する子どもや家庭のサポート

児童虐待や配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス、以下「DV」という）の防止対策を推進するとともに、障害のある子どもや外国につながる子どもの支援、ひとり親の自立支援、子どもの貧困対策を進めるほか、子どもの権利を擁護する体制の強化を図るため、次の取組を行います。

(1) 家庭養育優先原則の徹底と子どもの権利擁護

虐待等、何らかの理由で、家庭で養育することが困難または適当でない子どもたちが、適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護され、心身の健やかな成長と発達等が保障されるよう、家庭養育優先原則の徹底に向けて、市町村相談支援体制の整備を推進するとともに、里親等への委託等、家庭養護及び家庭的養護の推進を図ります。

また、子どもの権利擁護の観点から、子どもの意見を酌み取る方策についての取組を進めます。

第2部 施策の内容

【主な取組】

- ・市町村の子ども家庭支援体制の構築等
- ・里親等への委託の推進
- ・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換
- ・子どもの権利擁護

○担当課 地域・家庭福祉課

(2) 児童虐待やDVの防止

子どもの健やかな育ちを阻害する児童虐待や、重大な人権侵害であるDVについて、その防止対策を地域全体で推進します。

【主な取組】

- ・関係機関の連携や研修等、児童虐待やDVの防止や早期発見、早期解決のための各種取組の実施
- ・市町村広報や街頭キャンペーンを活用した児童虐待及びDV防止の啓発

○担当課 地域・家庭福祉課

(3) ひとり親家庭の自立支援の充実

安心して子育てと仕事の両立ができるよう子育て・生活支援策の充実を図るとともに、安定的な収入を得て自立した生活ができるよう、就業支援を推進します。

【主な取組】

- ・子育て・生活支援のための相談体制の充実
- ・ひとり親家庭就業・自立支援センターによる就業支援の推進

○担当課 地域・家庭福祉課

(4) 子どもの貧困対策の推進

全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできるよう、将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現に向け、地域や民間と協働した子どもの貧困対策の推進に取り組みます。

【主な取組】

- ・子ども食堂等の立ち上げやネットワーク化の支援
- ・貧困世帯の子どもを含む子どもたちと高齢者等との交流の場をつくるための支援

○担当課 地域・家庭福祉課

(5) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもやその家庭に向けた療育支援体制の充実を図り、適切な教育や医療費助成を行うほか、一時的な保護等の支援を行います。

【主な取組】

- ・障害児の地域生活を支える人材育成や療育支援体制の整備等、地域生活支援体制の強化
- ・特別支援教育に関わる教職員への実践的研修の実施
- ・医療的ケア児等が地域で必要な支援が受けられるよう、関連分野の関係者が連携を図る

第2部 施策の内容

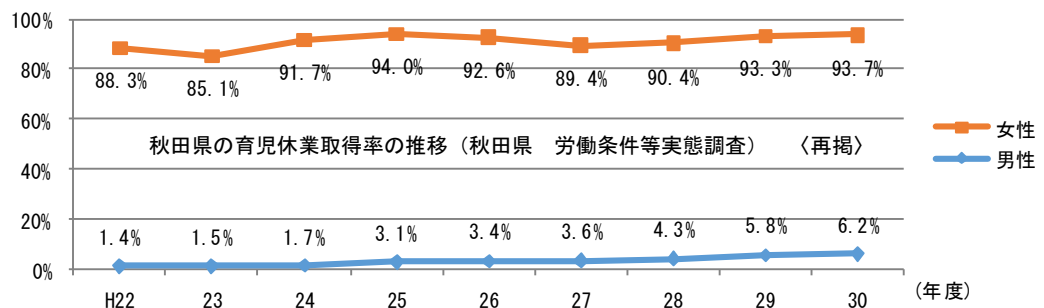
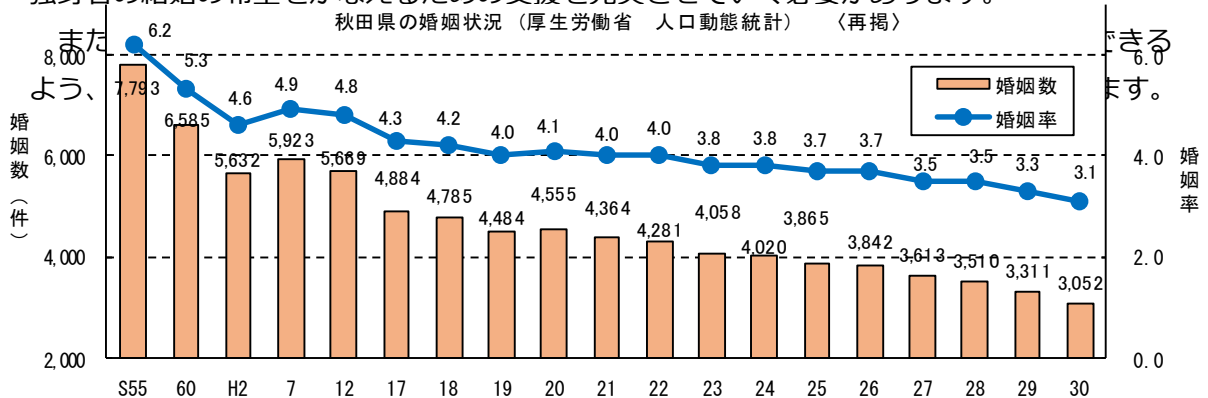
協議の場の設置

○担当課 障害福祉課、保健・疾病対策課、特別支援教育課

基本施策3 結婚・子育てのサポート体制の充実・強化

■現状と課題

少子化が進行し続けている本県では、結婚や出産、子育てのライフプランを子どものときから学び、考える環境づくりとともに、結婚・子育て等に希望を持てる気運を醸成するほか、独身者の結婚の希望をかなえるための支援を充実させていく必要があります。



■施策の方向性

社会全体で結婚や子育てを支える気運を醸成するとともに、次代の社会を担う子どもが安心して暮らすことができるよう、出会いや結婚、仕事と子育ての両立に向けたサポート体制を充実・強化します。

◆基本施策3 結婚・子育てのサポート体制の充実・強化

施策3-1 結婚・子育てを社会全体で支える気運醸成

施策3-2 若者の就職への支援

第2部 施策の内容

施策3-3 出会い・結婚支援の更なる強化

施策3-4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

施策3-5 ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の整備

施策3-1 結婚・子育てを社会全体で支える気運醸成

県民誰もが結婚・出産・子育てに希望をもてるように、中学生から大学生、社会人までの各年代でライフプランを学び考える機会を充実させるとともに、家庭や職場、地域全体で結婚・子育てを応援する気運の醸成を図ります。

【主な取組】

- ・中学生を対象とした子育て等を学習する機会の拡大
- ・高校の授業等における副読本を活用したライフプランを学ぶ機会の提供
- ・大学生等の独身者のライフデザイン形成に向けた支援の強化
- ・店舗や企業等との協働による、子育て世帯を応援する「あきた子育てふれあいカード」、新婚夫婦や婚約カップルを応援する「あきた結婚応援パスポート」の取組促進
- ・結婚や子育て等に関する様々な地域課題に対応して活動するプロジェクトチームの設置

○担当課 次世代・女性活躍支援課

施策3-2 若者の就職への支援

次の親世代となる若者の県内就職を支援するため、早い段階からの県内企業への理解促進やマッチング機会の拡大を図るとともに、女子学生のロールモデル、メンターの役割となる女性社会人との交流を促進します。

また、県内就職した場合に奨学金の返還に対する助成を行います。

【主な取組】

- ・中学や高校の早い段階における県内企業の魅力に触れる機会の拡大
- ・高校生一人ひとりの進路希望に応じたきめ細やかな就職支援
- ・建設企業による高校生向け「建設企業出前説明会」等の開催
- ・合同就職面接会等のマッチング機会の提供と秋田県就活情報サイト等による情報発信の強化
- ・女子学生と県内企業で活躍する女性社会人との交流による女性の県内就職に向けた意識の醸成
- ・奨学金返還助成による県内就職の促進
- ・企業の経営者を対象とする職場定着支援の強化
- ・農林水産業に係る技術習得研修や就業後のフォローアップ等、新規就業者支援対策の充実・強化
- ・建設人材確保推進員による若者と建設企業のマッチングの推進

○担当課 移住・定住促進課、農林政策課、雇用労働政策課、建設政策課、高校教育課

第2部 施策の内容

施策3-3 出会い・結婚支援の更なる強化

結婚・出産につながる独身者の出会いの機会の創出に向けて、出会い・結婚を応援する人や団体のほか、市町村、民間企業等との協働により、オール秋田での取組を推進するとともに、あきた結婚支援センターを中心としたマッチング支援を強化します。

【主な取組】

- ・若年者の利用が多い媒体を活用したあきた結婚支援センター情報等の発信強化
- ・出会い・交流機会の創出や企業間の交流促進に向けた支援の強化
- ・従業員の結婚を応援する企業同士による交流会や企業内における従業員の交流行事等の開催促進
- ・すこやかあきた出会い応援隊等の出会いイベントの開催促進
- ・すこやかあきた出会い応援隊等の資質向上を図る取組の強化
- ・結婚サポーターの育成と活動の促進に向けた支援の強化
- ・独身者向けのスキルアップセミナー等の開催

○担当課 次世代・女性活躍支援課

施策3-4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、従業員の仕事と子育ての両立をはじめ、男性の家事・育児への参画や長時間労働の改善など、企業における取組を一層促進します。

【主な取組】

- ・経済団体等との連携による企業の仕事と子育ての両立支援に向けた取組の促進
- ・男性の家事・育児への参画促進に向けた普及啓発の強化
- ・「働き方改革」を通じた就労環境の整備の促進

○担当課 次世代・女性活躍支援課、雇用労働政策課

施策3-5 ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の整備

結婚・出産・子育てや就職などの様々なライフステージに応じた相談体制を整備するほか、若者や子育て世代等を見守り続けていく支援を推進します。

【主な取組】

- ・あきた結婚支援センターの相談体制の強化
- ・安心して出産・子育てができる環境整備のための伴走型相談支援の充実
- ・子育て世代包括支援センター（いわゆるネウボラ）の全市町村への設置推進と相談体制の強化
- ・あきた就職活動支援センターにおける、就職の悩みや課題等に関するキャリアコンサルティングの実施

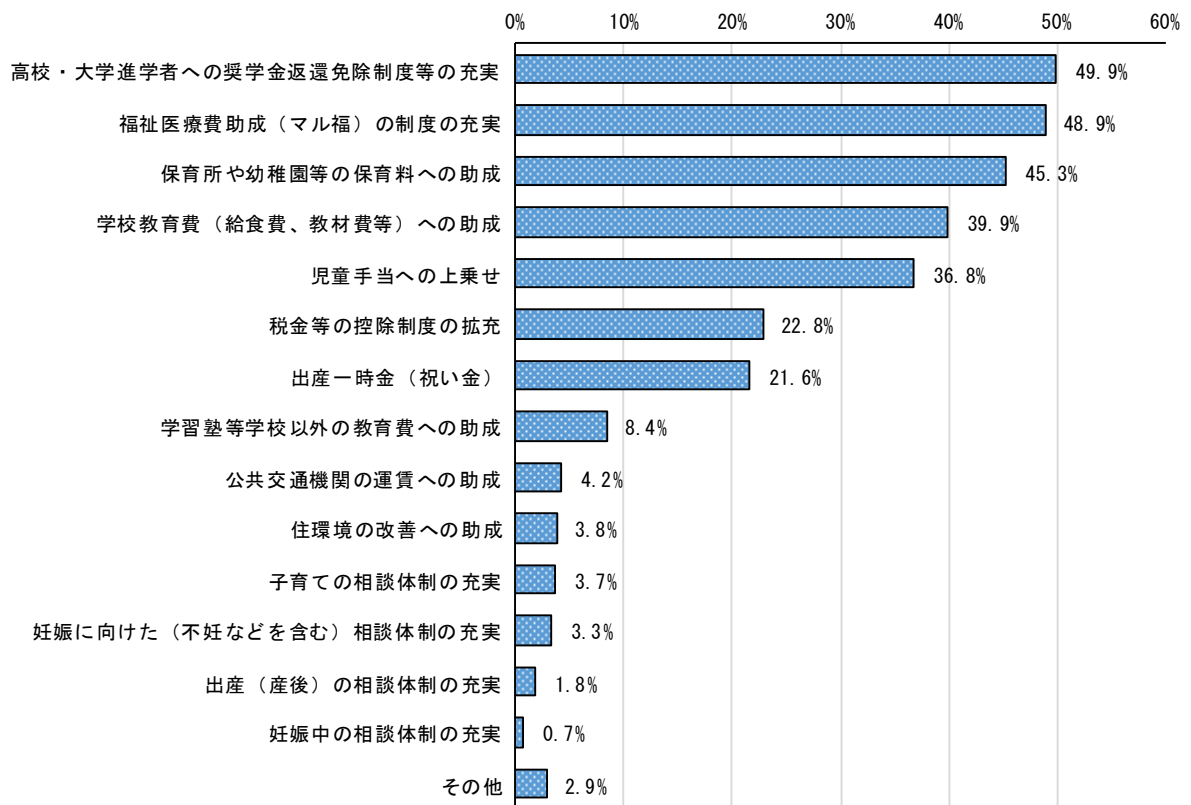
○担当課 次世代・女性活躍支援課、雇用労働政策課

基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実

■現状と課題

子育て家庭は保育料や医療費、学費など、子育てにかかる経済的負担が大きいことから、安心して子どもを産み育てることができるよう、その負担を軽減する必要があります。

理想の子ども数を実現するための支援（平成30年度少子化・子育て施策等に関する調査）



■施策の方向性

保育料助成や医療費助成等による子育て家庭の経済的支援を継続して実施します。

◆基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実

- 施策4-1 幼児教育・保育に要する経費や医療費の負担軽減
- 施策4-2 安心して進学できる環境づくり
- 施策4-3 ゆとりある住宅確保等への支援

第2部 施策の内容

施策4-1 幼児教育・保育に要する経費や医療費の負担軽減

未就学児に対する保育料等の助成や中学生までの子どもに対する医療費の助成を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

- ・安心して出産・子育てができる環境整備のための経済的支援
- ・未就学児に対する保育料や副食費の助成
- ・中学生までの子どもに対する医療費の助成
- ・児童手当による経済的支援

○担当課 次世代・女性活躍支援課、地域・家庭福祉課、国保医療室

施策4-2 安心して進学できる環境づくり

子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して進学できる環境をつくるため、高校生や大学進学者等への奨学金の貸与や子ども3人以上の多子世帯向けに奨学金を貸与するほか、高校等の授業料負担の軽減を図るため保護者の収入に応じて就学支援金を支給するとともに、高校生等のいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金の支給を行います。

【主な取組】

- ・高校生や大学進学者等に対する奨学金の貸与
- ・多子世帯向け奨学金の貸与
- ・高校生への就学支援

○担当課 高等教育支援室、移住・定住促進課、教育庁総務課、高校教育課

施策4-3 ゆとりある住宅確保等への支援

経済的基盤の弱い若い世代が、安心して家庭を持ち、子育てができるよう、住宅の取得や住環境の整備等を支援します。

また、公営住宅等への子育て世帯等の入居を支援します。

【主な取組】

- ・子育て世帯等が入居しやすい公営住宅優遇入居制度の継続
- ・住宅リフォーム推進事業による子育て世帯の住環境整備を支援
- ・県分譲住宅地の減額譲渡による土地取得への支援

○担当課 建築住宅課

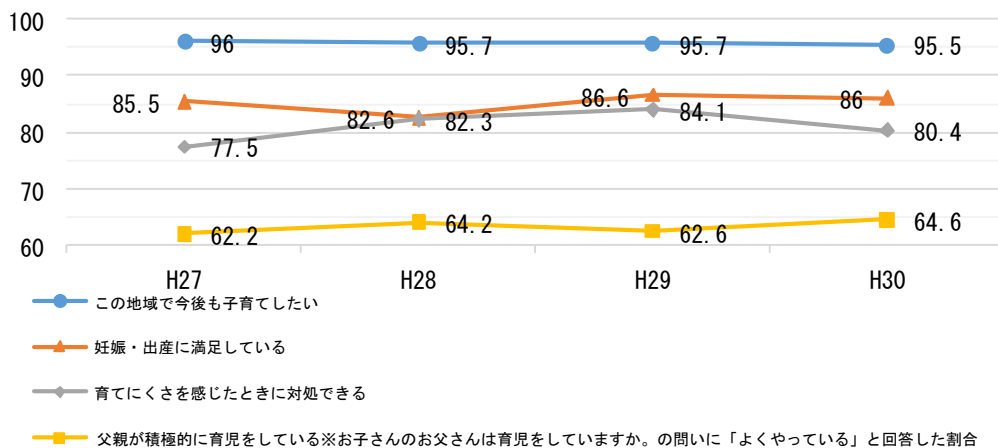
基本施策5 母子保健対策の充実

■現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、母子保健を取り巻く環境が大きく変化する中、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくい等、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊産婦やその家族が増えており、親が育てにくさを感じる原因となる場合もあります。

このため、母親に限らず、父親を含め身近な養育者が安心して生活できるよう、必要なサービスや情報提供を充実するとともに、ワンストップで支援につなげる子育て世代包括支援センター体制整備等、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援の仕組みを整備する必

要； (%) 乳幼児健康診査アンケート結果（県母子保健に関する実施状況等調査）



■施策の方向性

市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう支援するほか、母子保健の中心的役割を果たす人材の育成や、地域・学校・医療機関等ネットワークを構築して地域全体で妊産婦やその家族を見守り、孤立させない取組を推進します。

◆基本施策5 母子保健対策の充実

- 施策5-1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策と不妊への支援
- 施策5-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- 施策5-3 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

第2部 施策の内容

施策5-4 育児に困難を抱える親への支援

施策5-5 妊娠期からの児童虐待防止対策

施策5-1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策と不妊への支援

全ての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期から子育て期にわたるきめ細やかな支援体制の構築を進める市町村を支援するとともに、それを支える人材育成を図ります。

また、妊娠・出産についての希望がかなえられるよう、特定不妊治療を受けた夫婦に対する経済的支援や精神的な負担を軽減するための専門的な相談支援を実施します。

【主な取組】

- ・全ての市町村における妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート、産後ケア、産婦健康診査等）実施に向けた支援
- ・切れ目ない母子保健事業を実施するため、中心的な役割を果たす母子保健コーディネーターの育成
- ・健やかな妊娠・出産のため、早期の医療機関受診及び妊娠届け出についての啓発
- ・母子保健の専門的かつ技術的拠点としての県保健所による市町村への助言・支援
- ・妊娠や出産等について気軽に相談できる女性健康支援センターの周知
- ・特定不妊治療費の助成、不妊専門相談センターにおける相談機能の充実及び仕事と不妊治療の両立に向けた支援
- ・子どもの健康や救急に関する相談に対応する「秋田県こども救急電話相談室（#8000）」の充実・強化
- ・乳児家庭全戸訪問事業における乳幼児歯みがきハンドブックの活用促進
- ・リスクの高い妊産婦や新生児に適切な医療を提供するため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを中心とした受入体制の強化

○担当課 健康づくり推進課、保健・疾病対策課、医務薬事課

施策5-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

子どもたちが学童期・思春期における心身の健康の大切さを理解し、必要な知識を身に付け、主体的に健康管理を行うとともに、自らの人生や家族の大切さについて考え、行動することができるよう、家庭・学校・地域等が連携した健康教育を推進します。

【主な取組】

- ・社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育（児童生徒のSOSの出し方に関する教育）の推進
- ・こころの悩みやひきこもり等に関する相談対応
- ・思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる女性健康支援センターの周知
- ・県・産婦人科医会等が連携して健康教育や性教育に関する指導を行う体制の充実

第2部 施策の内容

- ・食を通じた健康づくりの推進

○担当課 健康づくり推進課、保健・疾病対策課

施策5-3 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、妊産婦やその家族を孤立させないように支えていく地域づくりを目指します。

【主な取組】

- ・市町村母子保健関係機関連絡調整会議の開催や産後メンタルヘルス等、専門職のスキルアップ研修
- ・医療機関、企業、自治会、NPO法人、ボランティア等とネットワークを構築し、よりきめ細かい支援体制を整備するための母子保健コーディネーターの育成
- ・市町村における妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート、産後ケア、産婦健康診査等）実施に向けた支援〈再掲〉
- ・乳幼児の父親やプレパパを対象とした子育て等を学ぶ講座の開催
- ・男性の家事・育児への参画促進に向けた普及啓発の強化〈再掲〉
- ・母子保健の専門的かつ技術的拠点としての県保健所による市町村への助言・支援〈再掲〉

○担当課 次世代・女性活躍支援課、保健・疾病対策課

施策5-4 育児に困難を抱える親への支援

親が育児不安等を感じる要因は、子どもの心身状態や発達・発育の偏り、親の心身状態の不調、親子を取り巻く家庭環境等、様々であることから、それぞれの支援機関が問題点を的確に把握し、必要な支援につなげることが求められています。

妊産婦やその家族が、地域社会の中で育まれ必要な支援を受けられるよう、早期の段階から必要な支援が届く体制を整備します。

【主な取組】

- ・乳幼児健康診査等における発達障害の早期発見・早期支援強化のための、保健師等専門職の資質の向上
- ・早期に要支援児・要支援家庭を発見し必要な支援につなげるための、市町村における母子保健コーディネーターの配置を支援
- ・障害児の地域生活を支える人材育成や療育支援体制の整備等、地域生活支援体制の強化〈再掲〉

○担当課 障害福祉課、保健・疾病対策課

施策5-5 妊娠期からの児童虐待防止対策

妊娠期や出産早期からの母子保健の取組は児童虐待の予防と密接に関係しており、妊産婦、乳児及び幼児の身体的・精神的・社会的状況を早期に把握することにより、児童虐待の未然防止につながることが期待されています。

第2部 施策の内容

このため、子育て世代包括支援センターにおいては、リスクの有無にかかわらず全ての妊産婦・乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを基本とする、虐待リスクの早期発見及び要保護児童対策地域協議会等他機関との連携強化を図ります。

【主な取組】

- ・全ての市町村で乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業を実施するための支援
- ・乳幼児健康診査未受診児及び予防接種未接種児の把握及びフォロー体制の構築
- ・子育て世代包括支援センターと妊産婦の対応が可能な精神科医療機関の連携
- ・リスクアセスメントを的確に行うための、市町村における母子保健コーディネーター配置を支援
- ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との連携強化の推進

○担当課 地域・家庭福祉課、保健・疾病対策課

政策2 安心して子育てできる環境の整備

政策2における施策展開

政策2では、子どもの自立と健やかな成長を可能とするため、子育てや子どもの成長に必要な環境を整備します。

基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくりでは、子育て家庭が安心して生活できるよう生活環境の整備や交通安全対策、犯罪等の被害から守るための対策を家庭や学校、地域、関係機関の連携により取り組んでいきます。

基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実では、学校・家庭・地域等が連携・協働しながら、小・中・高の教育活動を通じて、確かな学力、豊かな心、たくましく健やかな体を育成し、児童生徒一人ひとりの「未来を切り拓き生きる力」を育みます。

基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくり

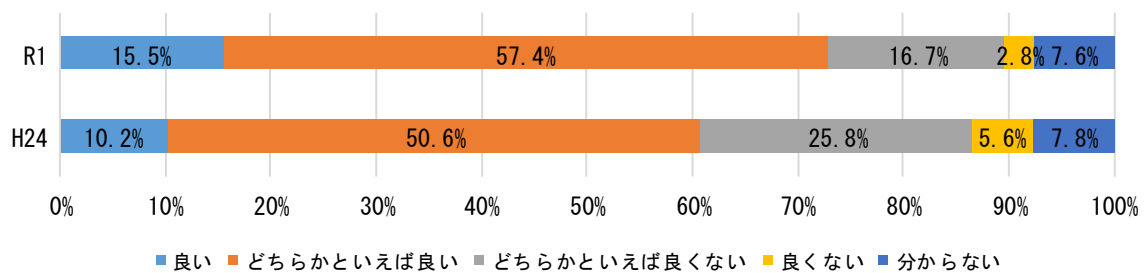
■現状と課題

安心して子育てを行うためには、子どもの安全に配慮した道路や公園、公共施設等の整備、子育て世帯に優しい生活環境作りを進めることが必要です。

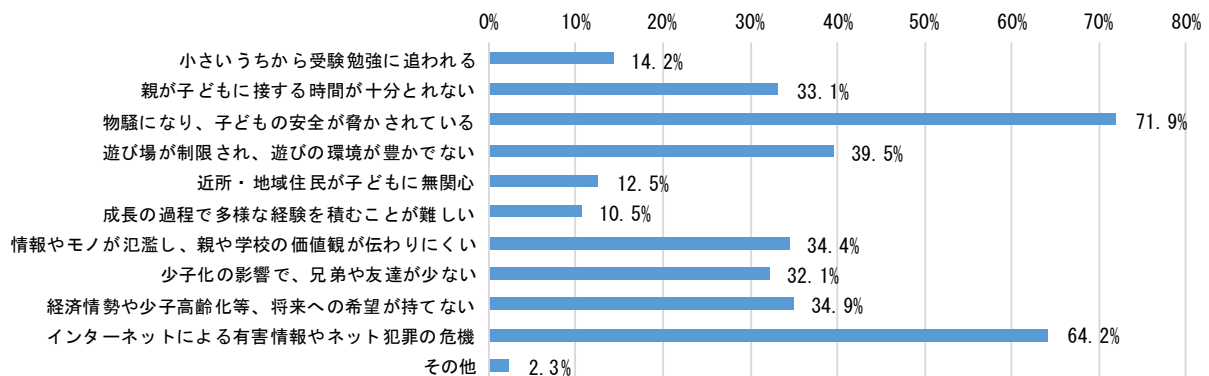
また、家庭や学校、地域、関係機関等が連携し、子どもが事故や犯罪に巻き込まれない

あなたは現在の子どもを取り巻く環境について、総合的に見てどのように感じますか。

(秋田県教育委員会 平成24年度、令和元年度家庭教育に関する調査)



子どもを取り巻く環境が「良くない」と感じる点
(秋田県教育委員会 令和元年度家庭教育に関する調査)



■施策の方向性

子育て家庭が安心して生活できるよう生活環境の整備や交通安全対策、犯罪等の被害から守るための対策を家庭や学校、地域、関係機関の連携により取り組んでいきます。

◆基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくり

施策6-1 子育てを支援する生活環境の整備

施策6-2 子どもの安全を確保するための取組の推進

施策6-3 犯罪被害防止対策や被害者への支援

第2部 施策の内容

施策6-1 子育てを支援する生活環境の整備

都市公園の整備、バリアフリーやこどものえきの普及、あきた子育てふれあいカードの取組等を推進するとともに、子育て情報を発信し、子育て家庭が生活しやすい環境の整備を進めます。

【主な取組】

- ・ 散策やレクリエーション活動等、多くの県民が利用する都市公園の整備
- ・ 店舗や企業等との協働による、子育て世帯を応援する「あきた子育てふれあいカード」の取組促進〈再掲〉
- ・ 安全で快適なバリアフリー社会の実現

○担当課：次世代・女性活躍支援課、障害福祉課、都市計画課

施策6-2 子どもの安全を確保するための取組の推進

子どもを事故や災害から守るため、交通安全教育や交通安全運動、防災訓練等様々な啓発活動に取り組むとともに、安全な道路交通環境の整備や地域全体で学校安全に取り組む体制の整備を進めます。

また、子どもがインターネットを安全・安心に利用できるようにするための取組を推進します。

【主な取組】

- ・ 家庭、地域、学校等における交通安全教育の推進
- ・ 通学路における歩道の整備促進
- ・ 地域全体で学校安全に取り組む体制の整備
- ・ インターネットの健全利用に関する取組の推進

○担当課：県民生活課、都市計画課、道路課、生涯学習課、保健体育課、県警交通企画課、県警交通規制課、県警警備第二課

施策6-3 犯罪被害防止対策や被害者への支援

子どもを犯罪等の被害から守るため、「登下校防犯プラン」を踏まえ、自主防犯活動団体等の支援、関係機関との連携強化、相談体制の整備や充実を図るとともに、被害に遭った子どもの保護や立ち直りを支援するための連携体制を構築します。

【主な取組】

- ・ 多様な担い手による見守り等、地域と連携した防犯体制の整備・充実
- ・ 犯罪被害者等の支援

○担当課：次世代・女性活躍支援課、県民生活課、保健体育課、県警警務課、県警生活安全企画課、県警人身安全対策課

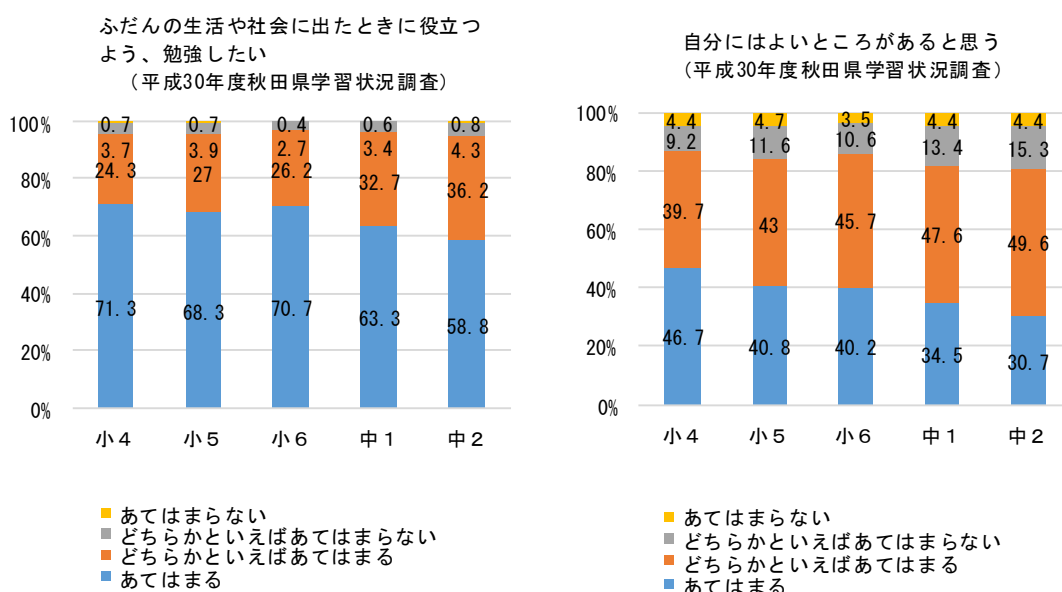
基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実

■現状と課題

急速に変化する社会の中で、子どもたちが志や目標を実現し、たくましく生きていくことができるように、自ら課題意識をもって考え、主体的に判断し行動する子どもの育成に取り組んでいます。

そのためには、子ども一人ひとりに応じた教育の充実、規範意識や他人への思いやり等の豊かな心の育成、望ましい生活習慣の形成と健やかな体の育成に努める必要があります。

また、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもを育む体制を整える必要があります。



■施策の方向性

学校・家庭・地域等が連携・協働しながら、小・中・高の教育活動を通じて、確かな学力、豊かな心、たくましく健やかな体を育成し、児童生徒一人ひとりの「未来を切り拓き生きる力」を育みます。

◆基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実

- 施策7-1 人権を尊重する教育と自尊感情、自己有用感の醸成
- 施策7-2 きめ細かな教育の推進
- 施策7-3 豊かな心と健やかな体の育成
- 施策7-4 子どもの食育の推進
- 施策7-5 子どもの心の育ちと青少年の健全育成
- 施策7-6 地域学校協働活動の充実

第2部 施策の内容

施策7-1 人権を尊重する教育と自尊感情、自己有用感の醸成

学校教育を通じて、子どもが自他の大切さを認め、人権を守ろうとする教育を推進するとともに、居場所づくりや絆づくりの取組を通して、集団の中で自尊感情や自己有用感を育むことができるように努めます。

○担当課 幼保推進課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

施策7-2 きめ細かな教育の推進

秋田の将来を支える児童生徒の確かな学力を育成するため、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。

【主な取組】

- ・ 検証改善委員会による全国学力・学習状況調査の結果分析と県独自の学習状況調査の実施と活用
- ・ 小・中連携による校種間の円滑な接続
- ・ 組織的な授業改善による児童生徒の学力向上を図る取組の推進

○担当課 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

施策7-3 豊かな心と健やかな体の育成

規範意識や自他を尊重する心や公共の精神を身につけさせるため、ルールを守り、思いやりの心をもって行動できる豊かな人間性を育むほか、いじめを見逃さない環境を作ります。

また、生涯にわたり健康的な生活が実現されるよう、基礎となる体力の向上や子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立を図ります。

【主な取組】

- ・ 道徳科を要とした教育活動全体における道徳教育の推進体制の確立への支援
- ・ 生徒指導における小・中・高連携による校種間の円滑な接続
- ・ 地域と連携した教育活動の実施
- ・ 少年自然の家による問題解決型プログラム等を導入した宿泊体験活動の実施
- ・ 学校体育の充実に向けた取組の強化

○担当課 義務教育課、高校教育課、保健体育課、生涯学習課

施策7-4 子どもの食育の推進

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであることから、体験を通じた食育の普及啓発活動や指導を行うとともに、教育や保育の現場における給食をはじめとした、子どもの発達段階に応じた食育の推進に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 学校・家庭・地域が連携した食育の推進
- ・ 食育に関する実践的研修の実施
- ・ 食を通じた健康づくりの推進〈再掲〉

○担当課 健康づくり推進課、農業経済課、保健体育課

第2部 施策の内容

施策7-5 子どもの心の育ちと青少年の健全育成

思春期の心の育ちのサポートとともに、不登校やいじめ問題、ひきこもりへの対応、非行防止の取組等を通じて、青少年の健全な育成を図るほか、若者の自立や主体的な活動を促進します。

【主な取組】

- ・ 青少年健全育成に係る啓発
- ・ こころの悩みやひきこもり等に関する相談対応〈再掲〉
- ・ 若年無業者等の社会的自立に困難を有する若者の自立や就労等への支援の充実
- ・ 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

○担当課 次世代・女性活躍支援課、文化振興課、地域・家庭福祉課、保健・疾病対策課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、保健体育課、県警人身安全対策課

施策7-6 地域学校協働活動の充実

学校や家庭を取り巻く教育環境を整え、児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に繋げるため、学校・家庭・地域が連携協働し、地域ぐるみで子どもを育む体制を整備します。

【主な取組】

- ・ 地域学校協働本部、放課後子供教室等の設置促進や運営支援
- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の支援
- ・ 家庭教育に関する啓発活動の充実や保護者向け教育啓発メールの配信
- ・ スマートフォン等の安全・安心なインターネット利用環境づくりを推進する地域サポーターの養成及び活用

○担当課 生涯学習課

第2部 施策の内容

計画の目標指標

基本施策	目標指標	単位	現状 (H30)	目標 (R6)	進捗担当課
1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供	1 保育所等の待機児童数（翌年度4月1日現在）	人	65	0	幼保推進課
	2 就学前施設における小学校への育ちと学びの連続性を意識した指導計画の作成率	%	75.0	95.0	幼保推進課
2 地域における子ども・子育て支援の充実	3 地域子育て支援拠点年間利用組数	組	169,327	173,500	次世代・女性活躍支援課
	4 子育て世代包括支援センター設置市町村数	-	8	25	次世代・女性活躍支援課
	5 病児保育事業実施市町村数	-	13	19	幼保推進課
	6 放課後児童クラブ待機児童数（翌年度5月1日現在）	人	63	0	次世代・女性活躍支援課
	7 児童虐待により死亡または重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	1	0	地域・家庭福祉課
	8 里親等委託率	%	12.2	26.0	地域・家庭福祉課
	9 母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	16.2	20.0	地域・家庭福祉課
	10 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	32	90	障害福祉課
	3 結婚・子育てのサポート体制の充実・強化	11 ライフプランを意識することの必要性を理解した高校生等の割合	%	-	90
12 あきた結婚支援センターへの成婚報告者数		人	159	180	次世代・女性活躍支援課
13 高校生の県内就職率		%	65.0	78.5	高校教育課
14 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（従業員数100人以下の企業）		社	361	700	次世代・女性活躍支援課
4 安心して子育てできる経済的支援の充実	15 アンケート調査「子育て家庭への経済的支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合	%	-	65.0	次世代・女性活躍支援課
5 母子保健対策の充実	16 妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	94.85	100	保健・疾病対策課
	17 乳幼児健康診査未受診率（3～5か月児） 乳幼児健康診査未受診率（1歳6か月児） 乳幼児健康診査未受診率（3歳児）	%	1.23	0	保健・疾病対策課
			1.29	0	
			1.65	0	
	18 SOSの出し方に関する教育の実施校の割合（高等学校）※特別支援学校を含む SOSの出し方に関する教育の実施校の割合（小・中学校）※特別支援学校を含む	%	5.77	50.0	保健・疾病対策課
			2.56	40.0	
	19 母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる市町村の割合 母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる県保健所の割合	%	68.0	100	保健・疾病対策課
			0	100	
	20 妊娠・出産包括支援事業実施市町村数	-	2	25	保健・疾病対策課
	21 積極的に育児をしている父親の割合	%	64.6	80.0	保健・疾病対策課
22 むし歯のない3歳児の割合	%	81.3	90.0	健康づくり推進課	

第2部 施策の内容

6 安全・安心に子どもを育む環境づくり	23	歩道整備率（通学路指定分）	%	46.4	47.6	道路課
	24	地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合（公立幼・小・中・高・特別支援）	%	46.7	60.0	保健体育課
7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実	25	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（小6）	%	91.1	90.0	義務教育課
		自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（中3）		87.0	85.0	
	26	地域と連携した教育活動を実施している高校数	校	28	34	高校教育課
	27	地場産農産物の学校給食利用率	%	29.0	35.0	保健体育課
	28	国公立小・中学校不登校児童生徒の出現率（100人あたり）	-	1.41	1.30	義務教育課
	29	新体力テストにおける小中高の偏差値の平均	-	51.0	52.7	保健体育課
	30	インターネットの健全利用に関する啓発講座等を実施した中学校区の割合	%	95.7	100	生涯学習課

- 21 乳幼児健康診査アンケートで、「お子さんのお父さんは育児をしていますか」の問いに、「よくやっている」と回答した割合
- 22 現状値は H29 年度、目標値は R4 年度目標値
- 23 現状値は R1 年度
- 30 目標値は R3 年度までの目標値

第3部

計画の推進体制と 点検・評価

1 推進体制

本プランを具体的に推進していくため、県の各部局や各機関が一体となって取組を進めるとともに、国、市町村、経済団体、企業、NPO等の各種団体、県民等との密接な連携を図り、関係施策を総合的に推進します。

なお、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施策の推進にあたっては、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体である市町村を国と重層的に支援し、関係者と連携を図りながら地域の実情に応じた取組を進めます。

2 点検・評価

本プランの進行管理にあたっては、PDCAサイクルを導入し、基本指標と基本施策ごとの目標指標の達成状況や、子ども・子育て支援法に基づき設置される秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会の意見等を踏まえ、毎年度施策の効果等を点検・評価するとともに、課題を整理し、次年度の施策・事業に反映させます。

また、必要に応じて、本プランを変更するなど所要の措置を講じます。

これらの点検・評価等の結果については、県の公式ウェブサイト等において公表します。

※秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会

子ども・子育て支援法第77条第4項に基づき設置しており、秋田県版子ども・子育て会議とも呼んでいます。

資料

1 県設定区域における教育・保育施設及び地域型保育事業の「量の見込み」と「確保方策」総括表

令和2年3月
(単位：人)

区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
	1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号	
	教育 二一ス	その他	0歳	1・2 歳	教育 二一ス	その他	0歳	1・2 歳	教育 二一ス	その他	0歳	1・2 歳	教育 二一ス	その他	0歳	1・2 歳	教育 二一ス	その他	0歳	1・2 歳	教育 二一ス	その他	0歳	1・2 歳	教育 二一ス	その他	0歳	1・2 歳		
① 量の見込み	3,443	13,670 1,215	2,945	8,102	3,282	13,115 1,167	2,837	7,789	3,123	12,439 1,119	2,735	7,517	2,998	11,927 1,084	2,631	7,259	2,885	11,494 1,052	2,534	7,010	2,885	11,494 1,052	2,534	7,010	2,885	11,494 1,052	2,534	7,010		
② 確 保 方 策	特定 教育・ 保育施設	4,337	-	-	-	4,241	-	-	4,205	-	-	-	4,160	-	-	-	4,147	-	-	-	4,147	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2号認定	-	14,475	-	-	-	14,382	-	-	14,235	-	-	-	14,194	-	-	-	14,115	-	-	-	14,115	-	-	-	-	-	-	-	
	3号認定	-	-	3,014	8,337	-	-	3,033	8,329	-	-	3,036	8,311	-	-	-	-	3,028	8,294	-	-	3,028	8,294	-	-	-	-	3,025	8,258	
	小計	4,337	18,812 14,475	3,014	8,337	4,241	18,623 14,382	3,033	8,329	4,205	18,440 14,235	3,036	8,311	4,160	18,354 14,194	3,028	8,294	4,147	18,262 14,115	3,025	8,258	4,147	18,262 14,115	3,025	8,258	4,147	18,262 14,115	3,025	8,258	
	小規模保育	-	-	108	233	-	-	117	243	-	-	117	243	-	-	117	243	-	-	117	243	-	-	117	243	-	-	117	243	
家庭的保育	-	-	1	2	-	-	1	2	-	-	1	2	-	-	1	2	-	-	1	2	-	-	1	2	-	-	1	2		
居宅訪問型 保育	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0		
事業所内 保育	-	-	47	111	-	-	47	111	-	-	47	111	-	-	47	111	-	-	47	111	-	-	47	111	-	-	47	111		
小計	-	-	156	346	-	-	165	356	-	-	165	356	-	-	165	356	-	-	165	356	-	-	165	356	-	-	165	356		
確認を受けない 幼稚園	1,621	-	-	-	1,621	-	-	-	1,621	-	-	-	1,621	-	-	-	1,621	-	-	-	1,621	-	-	-	-	-	-	-	-	
認可外保育施設	-	264	135	235	-	254	130	240	-	244	130	240	-	234	130	240	-	224	130	240	-	224	130	240	-	224	130	240		
合 計	5,958	20,697 14,739	3,305	8,918	5,862	20,498 14,636	3,328	8,925	5,826	20,305 14,479	3,331	8,907	5,781	20,209 14,428	3,323	8,890	5,768	20,107 14,339	3,320	8,854	5,768	20,107 14,339	3,320	8,854	5,768	20,107 14,339	3,320	8,854		
②-①	1,300	2,284	360	816	1,413	2,688	491	1,136	1,584	3,159	596	1,390	1,699	3,585	692	1,631	1,831	3,897	786	1,844	1,831	3,897	786	1,844	1,831	3,897	786	1,844		

1号認定…子どもが満3歳以上で幼稚園等への教育を希望する場合
 2号認定…子どもが満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
 3号認定…子どもが満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
 教育二一ス…2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの
 その他……………2号認定のうち、認定こども園及び保育所の利用を希望するもの

2 県設定区域における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」総括表

令和2年3月

◆ 延長保育事業(法では「時間外保育」)

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
① 量の見込	人	-	10,325	9,969	9,619	9,314	9,025		法59条2号
② 確保方策	人	10,588	14,606	14,288	13,998	13,719	13,461		

◆ 一時預かり事業

(1) 幼稚園における在園児対象(在園児対象型)

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
① 量の見込	人日	-	254,526	244,339	235,053	227,249	220,700		法59条10号
② 確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	人日	219,687	303,719	296,233	289,411	283,752		

(2) 在園児対象型以外、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
① 量の見込	人日	-	45,986	44,686	43,671	42,650	41,680		
② 確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型除く) 子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業除く) 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	26,624	45,865	44,592	44,005	43,464		法59条10号
		人日	17,751	30,923	29,655	29,069	28,538		法59条12号
		人日	7,298	12,416	12,433	12,450	12,457	ア	法59条6号
		人日	1,575	2,526	2,515	2,486	2,469	イ	法59条6号

◆ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
① 量の見込	人日	-	22,777	22,362	21,956	21,571	21,283		
② 確保方策	人日	15,172	30,235	30,955	30,940	30,892	30,929		法59条11号
	病児保育事業	人日	15,013	29,783	30,501	30,484	30,486		法59条12号
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	159	452	454	406	408	ウ	

◆ 子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業以外かつ就学児のみ)

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
① 量の見込	人日	-	3,618	3,570	3,517	3,461	3,400		法59条12号
② 確保方策	人日	2,095	2,200	2,201	2,201	2,198	2,196	エ	

◆ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
① 量の見込	人日	-	664	651	631	615	602		法59条6号
② 確保方策	人日	375	653	651	631	615	602	オ	

◆ 地域子育て支援拠点事業

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
① 量の見込	人回	-	329,233	317,650	307,807	298,934	290,506		法59条9号
② 確保方策	か所	81	80	81	81	81	81		

◆ 利用者支援事業

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
確保方策	か所	19	23	24	24	24	24		法59条1号

◆ 乳児家庭全戸訪問事業

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
① 量の見込	人	4,927	4,770	4,592	4,408	4,239	4,089		法59条7号
② 確保方策	市町村	25	25	25	25	25	25		

◆ 養育支援訪問事業

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
① 量の見込	人	92	335	335	339	328	324		法59条8号第1項
② 確保方策	市町村	5	9	9	10	10	10		

◆ 妊婦健康診査

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
① 量の見込	人回	66,890	67,340	64,652	62,181	59,982	58,158		法59条13号

◆ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
① 量の見込	人	-	12,172	11,945	11,827	11,585	11,343		法59条5号
	小学1-3年生	人	-	8,534	8,335	8,299	8,094		
	小学4-6年生	人	-	3,638	3,610	3,528	3,491		
② 確保方策	登録児童数	人	11,653	12,908	12,833	12,773	12,735		

◆ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
確保方策	市町村	2	3	3	3	3	3		法59条8号後段

◆ ファミリー・サポート・センター事業(再掲)

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
確保方策	人日	9,552	15,068	15,088	15,094	15,054	15,061	7+7+1	法59条12号

◆ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)(再掲)

項目	単位	RI見込	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	根拠
確保方策	人日	1,950	3,179	3,166	3,131	3,101	3,071	イ+オ	

3 市町村子ども・子育て支援事業計画における基礎数値

市町村	児童数																								
	2年度					3年度					4年度					5年度					6年度				
	0歳	1・2歳	3・5歳	6・8歳	9・11歳	0歳	1・2歳	3・5歳	6・8歳	9・11歳	0歳	1・2歳	3・5歳	6・8歳	9・11歳	0歳	1・2歳	3・5歳	6・8歳	9・11歳	0歳	1・2歳	3・5歳	6・8歳	9・11歳
秋田市	1,807	3,855	6,459	6,882	7,233	1,752	3,728	6,199	6,800	7,095	1,698	3,615	5,943	6,654	6,945	1,647	3,503	5,752	6,473	6,847	1,600	3,398	5,571	6,210	6,764
能代市	208	434	790	861	1,026	198	424	751	830	954	190	416	706	789	915	183	398	646	790	858	176	382	626	751	827
横手市	418	923	1,566	1,781	1,915	399	877	1,503	1,668	1,931	381	838	1,404	1,629	1,873	363	800	1,353	1,560	1,781	349	763	1,288	1,498	1,667
大館市	493	749	1,178	1,339	1,533	472	718	1,129	1,288	1,476	452	687	1,081	1,238	1,419	433	658	1,035	1,191	1,365	415	630	992	1,146	1,314
男鹿市	80	172	325	370	395	73	154	298	351	398	67	155	270	321	383	62	142	248	322	365	58	131	223	296	345
湯沢市	156	349	615	776	815	145	324	601	707	812	134	301	543	689	756	124	279	505	615	776	115	258	469	601	707
鹿角市	134	295	511	605	679	128	283	482	562	675	122	271	469	521	628	113	259	437	499	597	109	244	419	470	554
由利本荘市	387	816	1,329	1,546	1,764	373	813	1,288	1,451	1,617	358	782	1,228	1,428	1,070	348	753	1,206	1,315	1,016	337	727	1,185	1,275	1,009
潟上市	172	339	576	621	663	166	328	558	608	648	160	316	543	594	633	155	306	525	581	618	149	294	509	568	604
大仙市	424	897	1,437	1,564	1,702	417	877	1,377	1,555	1,647	409	859	1,364	1,476	1,681	399	845	1,339	1,455	1,588	390	827	1,310	1,396	1,577
北秋田市	124	251	449	522	585	120	253	429	479	586	116	244	404	478	553	112	236	375	462	529	109	228	372	442	486
にかほ市	96	225	371	461	496	88	206	354	426	503	80	184	324	429	486	72	168	321	371	461	64	152	294	354	426
仙北市	99	212	407	448	522	93	202	373	409	513	87	196	326	412	486	82	184	308	405	449	78	173	292	371	410
小坂町	18	39	59	74	90	18	40	56	66	82	16	39	56	64	68	15	37	53	57	69	17	34	54	54	62
上小阿仁村	7	13	18	26	26	7	12	17	27	24	7	14	19	20	26	7	14	20	18	26	7	14	19	17	27
藤里町	4	18	46	44	43	4	15	35	46	49	6	8	31	45	47	8	10	22	46	44	10	14	19	35	46
三種町	51	121	202	253	272	49	97	212	229	268	46	108	188	219	253	44	103	179	194	252	42	98	155	203	228
八峰町	20	43	67	79	124	18	44	69	70	100	18	38	64	73	87	16	36	63	67	79	16	34	62	69	70
五城目町	34	66	118	140	142	32	64	103	134	145	28	58	98	126	155	26	52	88	120	144	23	46	84	106	138
八郎潟町	19	43	77	89	100	19	40	69	91	98	18	39	62	93	89	18	38	63	79	88	16	37	60	71	89
井川町	14	27	51	69	86	14	23	51	61	78	14	23	46	64	62	13	23	41	54	68	13	22	39	55	60
大湯村	14	35	59	82	90	13	34	57	73	89	14	30	56	61	104	15	30	49	61	86	14	32	48	60	86
美郷町	83	190	353	348	404	88	175	343	361	381	90	177	295	374	380	87	184	292	364	354	85	183	282	353	367
羽後町	69	149	236	267	306	66	130	244	255	301	63	136	228	249	260	60	130	219	242	259	56	124	198	250	247
東成瀬村	10	30	42	42	55	9	28	45	39	40	9	22	49	41	43	9	21	45	43	40	9	21	41	46	37
25市町村	4,941	10,291	17,341	19,289	21,066	4,761	9,889	16,643	18,586	20,060	4,583	9,556	15,797	18,087	19,402	4,411	9,209	15,184	17,384	18,759	4,257	8,866	14,611	16,697	18,147

市町村		5年度														6年度					
		確保方策							確保方策							確保方策					
		量の見込み			特定教育・保育施設				量の見込み				特定教育・保育施設			量の見込み			特定教育・保育施設		
		1号認定	2号認定	その他	1号認定	2号認定	認可外保育施設	確認を 受けない 幼稚園	1号認定	2号認定	教育ニーズ	その他	1号認定	2号認定	認可外保育施設	確認を 受けない 幼稚園	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	認可外保育施設
秋田市	1,714	3,898	742	3,156	8,139	6,511	2,294	4,217	1,621	7	1,660	3,774	718	3,056	8,139	6,511	2,294	4,217	1,621	7	
能代市	87	549	0	549	944	944	156	788	0	0	84	530	0	530	944	944	156	788	0	0	
横手市	70	1,233	0	1,233	1,691	1,654	203	1,451	0	37	66	1,174	0	1,174	1,691	1,654	203	1,451	0	37	
大館市	180	855	96	759	1,479	1,294	217	1,077	0	185	173	819	92	727	1,469	1,294	217	1,077	0	175	
男鹿市	49	182	0	182	231	231	49	182	0	0	44	164	0	164	208	208	44	164	0	0	
湯沢市	177	328	0	328	795	795	270	525	0	0	164	305	0	305	795	795	270	525	0	0	
鹿角市	31	406	0	406	598	598	50	548	0	0	29	389	0	389	598	598	50	548	0	0	
由利本荘市	232	871	91	780	1,427	1,427	150	1,277	0	0	228	859	90	769	1,427	1,427	150	1,277	0	0	
潟上市	133	473	56	417	771	771	260	511	0	0	128	458	56	402	771	771	260	511	0	0	
大仙市	103	1,209	21	1,188	1,497	1,497	180	1,317	0	0	101	1,183	21	1,162	1,499	1,499	180	1,319	0	0	
北秋田市	20	352	45	307	480	480	30	450	0	0	20	350	45	305	480	480	30	450	0	0	
にかほ市	58	260	0	260	390	390	70	320	0	0	57	258	0	258	370	370	70	300	0	0	
仙北市	7	301	13	288	486	481	47	434	0	5	7	285	13	272	486	481	47	434	0	5	
小坂町	0	52	0	52	52	52	0	52	0	0	0	53	0	53	53	53	0	53	0	0	
上小阿仁村	0	20	0	20	20	20	0	20	0	0	0	19	0	19	19	19	0	19	0	0	
藤里町	22	0	0	0	22	22	22	0	0	0	19	0	0	0	19	19	19	0	0	0	
三種町	9	169	0	169	214	214	15	199	0	0	8	145	0	145	200	200	15	185	0	0	
八峰町	3	60	0	60	63	63	3	60	0	0	3	59	0	59	62	62	3	59	0	0	
五城目町	8	84	0	84	123	123	25	98	0	0	6	83	0	83	123	123	25	98	0	0	
八郎潟町	8	55	0	55	85	85	15	70	0	0	8	54	0	54	85	85	15	70	0	0	
井川町	13	46	15	31	100	100	30	70	0	0	11	41	13	28	100	100	30	70	0	0	
大湯村	5	37	0	37	42	42	5	37	0	0	4	37	0	37	41	41	4	37	0	0	
美郷町	63	230	0	230	293	293	63	230	0	0	60	222	0	222	282	282	60	222	0	0	
羽後町	6	214	0	214	220	220	6	214	0	0	5	194	0	194	199	199	5	194	0	0	
東成瀬村	0	43	5	38	47	47	0	47	0	0	0	39	4	35	47	47	0	47	0	0	
25市町村	2,998	11,927	1,084	10,843	20,209	18,354	4,160	14,194	1,621	234	2,885	11,494	1,052	10,442	20,107	18,262	4,147	14,115	1,621	224	

5 市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需給状況

市町村	延長保育事業														
	2年度			3年度			4年度			5年度			6年度		
	元年度実績見込み (R2.1.1)	量の見込み	確保方策 実人数 施設数	量の見込み	確保方策 実人数 施設数	量の見込み	確保方策 実人数 施設数	量の見込み	確保方策 実人数 施設数	量の見込み	確保方策 実人数 施設数	量の見込み	確保方策 実人数 施設数		
秋田市	4,242	4,498	4,498 988 74	4,337	4,337 930 74	4,184	4,184 875 74	4,054	4,054 823 74	3,932	3,932 774 74	3,932	3,932 774 74		
能代市	1,050	988	988 18	930	930 18	875	875 18	823	823 17	774	774 17	774	774 17		
横手市	186	250	253 30	239	253 30	225	253 30	216	253 30	206	253 30	206	253 30		
大館市	541	366	1,574 18	351	1,574 18	336	1,562 18	322	1,556 18	308	1,556 18	308	1,556 18		
男鹿市	129	120	120 8	109	109 8	102	102 8	93	93 8	84	84 8	84	84 8		
湯沢市	760	760	760 12	760	760 12	760	760 12	760	760 12	760	760 12	760	760 12		
鹿角市	258	261	261 10	249	249 9	241	241 9	227	227 9	218	218 9	218	218 9		
由利本荘市	97	500	500 23	488	488 23	468	468 23	456	456 23	444	444 23	444	444 23		
潟上市	1,100	1,087	1,087 6	1,053	1,053 5	1,019	1,019 5	985	985 5	952	952 5	952	952 5		
大仙市	1,024	1,000	1,000 22	1,117	1,000 23	1,115	1,030 23	1,113	1,030 23	1,111	1,030 23	1,111	1,030 23		
北秋田市	420	420	450 11	420	450 11	420	450 11	420	450 11	420	450 11	420	450 11		
にかほ市	172	170	170 9	165	165 9	160	160 9	155	155 9	155	155 9	155	155 9		
仙北市	0	127	0 0	118	0 0	107	0 0	100	0 0	95	0 0	95	0 0		
小坂町	6	13	13 1	13	13 1	12	12 1	12	12 1	12	12 1	12	12 1		
上小阿仁村	2	2	2 1	2	2 1	2	2 1	2	2 1	2	2 1	2	2 1		
藤里町	8	6	6 1	5	5 1	4	4 1	5	5 1	7	7 1	7	7 1		
三種町	151	140	140 5	135	135 5	131	131 5	127	127 5	123	123 5	123	123 5		
八峰町	26	22	22 2	22	22 2	20	20 2	20	20 2	19	19 2	19	19 2		
五城目町	82	92	92 1	84	84 1	77	77 1	70	70 1	65	65 1	65	65 1		
八郎潟町	54	82	82 1	76	76 1	71	71 1	71	71 1	67	67 1	67	67 1		
井川町	10	4	4 1	4	4 1	4	4 1	4	4 1	4	4 1	4	4 1		
大潟村	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0		
美郷町	110	110	110 3	110	110 3	110	110 3	110	110 3	110	110 3	110	110 3		
羽後町	160	166	166 5	161	161 5	156	156 5	150	150 5	139	139 5	139	139 5		
東成瀬村	0	21	21 1	21	21 1	20	20 1	19	19 1	18	18 1	18	18 1		
25市町村	10,588	10,325	14,606 263	9,969	14,288 262	9,619	13,998 262	9,314	13,719 261	9,025	13,461 261	9,025	13,461 261		

市町村	一時預かり事業																																							
	元年度実績見込み				2年度				3年度				4年度				5年度				6年度																			
	一時預かり		トワライトステイ		量の見込み		確保方策		一時預かり		トワライトステイ		量の見込み		確保方策		一時預かり		トワライトステイ		量の見込み		確保方策		一時預かり		トワライトステイ													
	延べ人数	施設数	ファミサポ	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	ファミサポ	延べ人数	施設数	ファミサポ	延べ人数	施設数	ファミサポ	延べ人数	施設数	ファミサポ	延べ人数	施設数	ファミサポ	延べ人数	施設数	ファミサポ	延べ人数	施設数	ファミサポ	延べ人数	施設数												
秋田市	4,423	61	1,920	833	2	6,987	7,045	4,429	61	1,920	696	2	6,639	6,820	4,166	61	1,969	685	2	6,299	6,603	3,913	61	2,020	670	2	6,021	6,428	3,700	61	2,072	656	2	5,754	6,264	3,500	61	2,125	639	2
能代市	2,174	16	20	0	0	2,152	2,126	16	26	0	2,131	2,105	16	26	0	2,110	2,110	2,084	16	26	0	2,089	2,089	2,063	16	26	0	2,068	2,068	2,042	16	26	0	2,068	2,068	2,042	16	26	0	0
横手市	1,858	27	118	5	1	2,207	2,207	1,921	27	281	5	1	2,121	2,121	1,823	27	293	5	1	2,024	2,024	1,730	27	289	5	1	1,941	1,941	1,642	27	294	5	1,842	1,842	1,545	27	292	5	1	
大館市	1,298	2	449	737	1	2,643	11,979	5,920	2	4,234	1,825	1	2,561	11,979	5,920	2	4,234	1,825	1	2,487	11,979	5,920	2	4,234	1,825	1	2,408	11,979	5,920	2	4,234	1,825	1	2,338	11,979	5,920	2	4,234	1,825	1
男鹿市	290	3	0	0	0	285	285	285	3	0	0	0	259	259	259	3	0	0	0	243	243	243	3	0	0	0	223	223	223	3	0	0	203	203	203	3	0	0	0	
湯沢市	1,400	10	340	0	0	1,720	1,720	1,400	12	320	0	0	1,720	1,720	1,400	12	320	0	0	1,720	1,720	1,400	12	320	0	0	1,720	1,720	1,400	12	320	0	1,720	1,720	1,400	12	320	0	0	
鹿角市	400	5	4,100	0	0	4,400	4,400	400	5	4,000	0	0	4,400	4,400	400	5	4,000	0	0	4,400	4,400	400	5	4,000	0	0	4,400	4,400	400	5	4,000	0	4,400	4,400	400	5	4,000	0	0	
由利本荘市	676	24	0	0	0	2,703	2,703	23	0	0	0	2,640	2,640	23	0	0	2,526	2,526	23	0	2,526	2,526	23	0	0	0	2,456	2,456	2,456	23	0	0	2,390	2,390	2,390	23	0	0	0	
潟上市	600	4	144	0	0	4,947	4,947	3,582	4	1,385	0	0	4,791	4,791	3,450	4	1,341	0	0	4,635	4,635	3,337	4	1,288	0	0	4,479	4,479	3,225	4	1,254	0	4,320	4,320	3,110	4	1,210	0	0	
大仙市	1,300	26	207	0	0	14,373	1,550	1,300	26	250	0	0	13,904	1,550	1,300	26	250	0	0	13,785	1,600	1,350	27	250	0	0	13,534	1,600	1,350	27	250	0	13,278	1,600	1,350	27	250	0	0	
北秋田市	1,500	8	0	0	1	1,500	1,500	1,500	8	0	0	1	1,500	1,500	1,500	8	0	0	1	1,500	1,500	1,500	8	0	0	1	1,500	1,500	1,500	8	0	1	1,500	1,500	1,500	8	0	0	1	
にかほ市	165	2	0	0	0	165	165	165	3	0	0	0	160	160	160	3	0	0	0	155	155	155	3	0	0	0	155	155	155	3	0	0	155	155	155	3	0	0	0	
仙北市	300	5	0	0	0	300	3,600	3,600	5	0	0	0	300	3,600	3,600	5	0	0	0	300	3,600	3,600	5	0	0	0	300	3,600	3,600	5	0	0	300	3,600	3,600	5	0	0	0	
小坂町	0	1	0	0	0	10	10	10	1	0	0	0	10	10	10	1	0	0	0	9	9	9	1	0	0	0	9	9	9	1	0	0	9	9	9	1	0	0	0	
上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
藤里町	53	1	0	0	0	46	46	46	1	0	0	0	40	40	40	1	0	0	0	38	38	38	1	0	0	0	51	51	51	1	0	0	51	51	51	1	0	0	0	
三種町	101	4	0	0	0	80	80	80	4	0	0	0	80	80	80	4	0	0	0	70	70	70	4	0	0	0	70	70	70	4	0	0	70	70	70	4	0	0	0	
八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
五城目町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
八郎潟町	0	1	0	0	0	59	59	59	1	0	0	0	53	53	53	1	0	0	0	47	47	47	1	0	0	0	42	42	42	1	0	0	37	37	37	1	0	0	0	
井川町	12	1	0	0	0	12	20	20	1	0	0	0	10	20	20	1	0	0	0	9	20	20	1	0	0	0	9	20	20	1	0	0	9	20	20	1	0	0	0	
大湯村	700	1	0	0	0	547	547	547	1	0	0	0	527	527	527	1	0	0	0	506	506	506	1	0	0	0	476	476	476	1	0	0	476	476	476	1	0	0	0	
美郷町	330	3	0	0	0	400	400	400	3	0	0	0	400	400	400	3	0	0	0	380	380	380	3	0	0	0	360	360	360	3	0	0	350	350	350	3	0	0	0	
羽後町	171	6	0	0	0	160	160	160	6	0	0	0	150	150	150	6	0	0	0	140	140	140	6	0	0	0	130	130	130	6	0	0	120	120	120	6	0	0	0	
東成瀬村	0	0	0	0	0	290	290	290	1	0	0	0	290	290	290	1	0	0	0	290	290	290	1	0	0	0	290	290	290	1	0	0	290	290	290	1	0	0	0	
25市町村	17,751	211	7,288	1,575	5	45,986	45,865	30,923	214	12,418	2,526	5	44,686	45,241	30,293	214	12,433	2,515	5	43,671	44,592	29,655	215	12,437	2,500	5	42,650	44,005	29,069	215	12,460	2,486	5	41,680	43,464	28,538	215	12,467	2,469	5

市町村		5年度												6年度											
		量の見込み						確保方策						量の見込み						確保方策					
		病児保育事業						病児保育事業						病児保育事業						病児保育事業					
		延べ人数		施設数		体調不良児対応型		非施設型(訪問型)		延べ人数		施設数		体調不良児対応型		非施設型(訪問型)		延べ人数		施設数		体調不良児対応型		非施設型(訪問型)	
秋田市	3,160	11,542	11,448	6,450	5	4,998	6	0	0	94	3,066	11,544	11,448	6,450	5	4,998	6	0	0	0	0	96			
能代市	729	1,113	1,113	828	2	285	3	0	0	0	679	1,113	1,113	828	2	285	3	0	0	0	0	0			
横手市	5,348	6,120	6,117	1,920	2	4,197	13	0	0	3	5,473	6,245	6,242	1,920	2	4,322	13	0	0	0	0	3			
大館市	982	4,736	4,736	4,736	3	0	0	0	0	0	941	4,736	4,736	4,736	3	0	0	0	0	0	0	0			
男鹿市	36	36	36	36	1	0	0	0	0	0	36	36	36	36	1	0	0	0	0	0	0	0			
湯沢市	810	810	810	280	2	530	4	0	0	0	810	810	810	280	2	530	4	0	0	0	0	0			
鹿角市	250	250	250	250	2	0	0	0	0	0	250	250	250	250	2	0	0	0	0	0	0	0			
由利本荘市	359	359	359	50	2	0	0	0	0	309	359	359	50	2	0	0	0	0	0	0	0	309			
潟上市	586	586	586	0	0	586	1	0	0	0	586	586	586	0	0	586	1	0	0	0	0	0			
大仙市	4,851	680	680	680	3	0	0	0	0	0	4,741	680	680	680	3	0	0	0	0	0	0	0			
北秋田市	1,777	1,777	1,777	0	1	1,777	9	0	0	0	1,743	1,743	1,743	0	1	1,743	9	0	0	0	0	0			
にかほ市	1,050	1,050	1,050	50	2	1,000	5	0	0	0	1,000	1,000	1,000	50	2	950	5	0	0	0	0	0			
仙北市	500	700	700	700	1	0	0	0	0	0	472	700	700	700	1	0	0	0	0	0	0	0			
小坂町	19	19	19	19	1	0	0	0	0	0	19	19	19	19	1	0	0	0	0	0	0	0			
上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
藤里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
三種町	60	60	60	60	1	0	0	0	0	0	60	60	60	60	1	0	0	0	0	0	0	0			
八峰町	60	60	60	0	0	60	2	0	0	0	60	60	60	0	0	60	2	0	0	0	0	0			
五城目町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
八郎潟町	166	166	166	0	0	166	1	0	0	0	158	158	158	0	0	158	1	0	0	0	0	0			
井川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
大湯村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
美郷町	550	550	550	0	0	550	3	0	0	0	550	550	550	0	0	550	3	0	0	0	0	0			
羽後町	278	278	278	150	1	128	1	0	0	0	280	280	280	152	1	128	1	0	0	0	0	0			
東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
25市町村	21,571	30,892	30,486	16,209	29	14,277	48	0	0	406	21,283	30,929	30,521	16,211	29	14,310	48	0	0	0	0	408			

市町村	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業以外かつ就学児のみ)										子育て短期支援事業(ショートステイ)													
	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		元年度実績見込み		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度			
	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	
	489	479	489	489	501	460	514	451	527	437	540	150	4	191	191	178	178	173	173	166	166	4	4	
秋田市	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	0	0	11	0	0	0	10	10	9	9	0	0	
能代市	174	162	162	160	160	155	148	148	148	140	140	30	1	85	85	1	85	85	85	85	85	1	1	
横手市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0	43	43	0	43	43	43	43	43	0	0	
大館市	0	16	16	14	14	13	13	11	11	10	10	0	0	3	3	0	3	3	3	3	3	0	0	
男鹿市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	23	23	0	23	23	23	23	23	0	0	
湯沢市	1,015	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7	0	7	7	0	7	7	7	7	7	0	0	
鹿角市	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	7	7	0	7	7	7	7	7	0	0	
由利本荘市	116	1,592	232	1,558	225	1,522	218	1,488	211	1,453	205	10	0	37	37	0	34	34	33	32	32	0	0	
潟上市	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	28	0	3	3	0	3	3	3	3	3	0	0	
大仙市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	1	212	212	1	196	196	186	182	182	1	1	
北秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	7	0	7	7	7	7	7	0	0	
にかほ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
仙北市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0	14	14	14	14	14	0	0	
小坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
藤里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三種町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
五城目町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	
八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
井川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大潟村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
美郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	20	20	20	20	20	0	0	
羽後町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東成瀬村	0	68	0	68	0	66	0	62	0	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25市町村	2,095	3,618	2,200	3,570	2,201	3,517	2,201	3,461	2,198	3,400	2,196	375	6	664	653	6	631	631	615	615	602	602	7	7

市町村	乳児家庭全戸訪問事業										養育支援訪問事業										妊婦健康診査														
	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度						
	元年度実績 見込み	人	事業実 施予定	量の見込み	事業実 施予定	人	事業実 施予定	量の見込み	事業実 施予定	人	事業実 施予定	量の見込み	事業実 施予定	人	事業実 施予定	量の見込み	事業実 施予定	人	事業実 施予定	量の見込み	事業実 施予定	元年度実績 見込み	人	事業実 施予定	量の見込み	事業実 施予定	人	事業実 施予定	量の見込み	事業実 施予定	元年度実績 見込み	人	事業実 施予定	量の見込み	事業実 施予定
秋田市	1,866	1,807	1	1,752	1	1,698	1	1,647	1	1,600	1	18	18	1	18	1	18	1	18	1	23,014	24,528	23,772	23,058	23,772	23,058	22,400	21,812	23,014	24,528	23,772	23,058	22,400	21,812	
能代市	205	193	1	182	1	171	1	161	1	152	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,771	2,429	2,287	2,153	2,287	2,153	2,027	1,908	2,771	2,429	2,287	2,153	2,027	1,908	
横手市	438	423	1	407	1	388	1	370	1	356	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,232	7,472	6,816	6,512	7,472	6,816	6,192	5,952	7,232	7,472	6,816	6,512	6,192	5,952	
大館市	361	329	1	315	1	302	1	289	1	277	1	55	120	1	110	1	105	1	101	1	4,815	4,828	4,629	4,430	4,629	4,430	4,246	4,062	4,815	4,828	4,629	4,430	4,246	4,062	
男鹿市	75	80	1	73	1	67	1	62	1	58	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,130	1,120	1,022	938	1,022	938	868	812	1,130	1,120	1,022	938	868	812	
湯沢市	168	156	1	145	1	134	1	124	1	115	1	0	15	1	15	1	15	1	15	1	3,360	3,120	2,900	2,680	2,900	2,680	2,480	2,300	3,360	3,120	2,900	2,680	2,480	2,300	
鹿角市	141	132	1	126	1	119	1	111	1	107	1	3	5	1	5	1	5	1	5	1	2,065	1,977	1,888	1,800	1,977	1,888	1,667	1,608	2,065	1,977	1,888	1,800	1,667	1,608	
由利本荘市	400	387	1	373	1	358	1	348	1	337	1	10	9	1	8	1	8	1	8	1	5,627	5,402	5,186	4,979	5,402	5,186	4,780	4,589	5,627	5,402	5,186	4,979	4,780	4,589	
潟上市	200	182	1	174	1	166	1	157	1	149	1	4	2	1	2	1	2	1	2	1	2,800	2,548	2,436	2,324	2,548	2,436	2,198	2,086	2,800	2,548	2,436	2,324	2,198	2,086	
大仙市	434	424	1	417	1	409	1	399	1	390	1	0	5	1	15	1	20	1	20	1	6,480	6,400	6,400	6,240	6,400	6,400	6,240	6,240	6,480	6,400	6,400	6,240	6,240	6,240	
北秋田市	120	124	1	120	1	116	1	112	1	109	1	0	160	1	160	1	150	1	150	1	1,800	1,736	1,680	1,624	1,736	1,680	1,568	1,526	1,800	1,736	1,680	1,624	1,568	1,526	
にかほ市	110	96	1	88	1	80	1	72	1	64	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,115	1,01	93	85	1,01	93	77	69	1,115	1,01	93	85	77	69	
仙北市	99	99	1	93	1	87	1	82	1	78	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,287	1,287	1,209	1,131	1,287	1,209	1,066	1,014	1,287	1,287	1,209	1,131	1,066	1,014	
小坂町	18	18	1	18	1	16	1	15	1	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	270	252	252	224	252	224	210	238	270	252	252	224	210	238	
上小阿仁村	7	7	1	7	1	7	1	7	1	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	84	84	84	84	84	84	84	56	84	84	84	84	84	
藤里町	4	4	1	4	1	6	1	8	1	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	64	64	96	64	64	128	160	64	64	64	96	128	160	
三種町	33	51	1	49	1	46	1	44	1	42	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	75	74	70	75	74	69	67	53	75	74	70	69	67	
八峰町	22	20	1	18	1	18	1	16	1	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	300	300	280	300	280	280	280	300	300	300	280	280	280	
五城目町	25	34	1	32	1	28	1	26	1	23	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630
八郎潟町	22	19	1	19	1	18	1	18	1	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	288	280	275	261	280	275	247	234	288	280	275	261	247	234	
井川町	11	14	1	14	1	14	1	13	1	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
大湯村	18	14	1	13	1	14	1	15	1	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	17	17	16	17	17	16	16	18	17	17	16	16	16	
美郷町	72	80	1	80	1	75	1	75	1	75	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,165	1,165	1,165	1,150	1,165	1,150	1,150	1,150	1,165	1,165	1,150	1,150	1,150	1,150	
羽後町	70	67	1	64	1	62	1	59	1	55	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,292	1,235	1,197	1,140	1,235	1,197	1,083	1,045	1,292	1,235	1,197	1,140	1,083	1,045	
東成瀬村	8	10	1	9	1	9	1	9	1	9	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	108	140	126	126	140	126	126	126	108	140	126	126	126	126	
25市町村	4,927	4,770	25	4,592	25	4,408	25	4,239	25	4,089	25	92	335	9	339	10	328	10	324	10	66,890	67,340	64,652	62,181	67,340	64,652	59,982	58,158	66,890	67,340	64,652	62,181	59,982	58,158	

市町村	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業						実費徴収に伴う補足給付事業						多様な主体の参入促進事業					
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
秋田市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	
能代市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
横手市	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大館市	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
男鹿市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
湯沢市	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
鹿角市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
由利本荘市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
潟上市	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	
大仙市	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
北秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
にかほ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
仙北市	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
小坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
藤里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三種町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
五城目町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
井川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大潟村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
美郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
羽後町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25市町村	2	3	3	3	3	3	5	5	4	4	4	2	3	3	3	3	3	

6 秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会委員名簿

【社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員】

(令和2年3月31日時点)

	氏名	所属団体・役職等	分野	備考
1	石坂千雪	秋田県児童館等連絡協議会幹事	子育て支援当事者	
2	織田栄子	聖霊女子短期大学教授	有識者	
3	小野寺恵子	秋田県児童養護施設協議会副会長	子育て支援当事者	
4	川嶋真諒	秋田県保育協議会会長	保育関係者	副部会長
5	工藤留美	秋田商工会議所女性会	両立支援・事業主	
6	佐川喜一	秋田県小学校長会	教育関係者	
7	柴田一宏	弁護士	有識者	
8	時田博	公募委員	県民（公募）	
9	山名裕子	秋田大学教育文化学部教授	有識者	部会長

【臨時委員】

10	小泉ひろみ	秋田県医師会副会長	母子保健関係者	
11	小玉由紀	子育てカフェ「にこリーフ」代表	保護者	
12	武田正廣	秋田県私立幼稚園・認定こども園連合会会長	幼稚園関係者	
13	高橋奈保子	秋田県保育士会会長	保育関係者	
14	安田敦子	聖園学園短期大学厚生課長	保育士養成校関係者	
15	山崎純	特定非営利活動法人子育て応援 Seed 理事長	子育て支援当事者	

7 秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会の開催状況

年月日	概 要	
H25.10.22(火)	第 1 回	・部会長の選任について ・次世代育成支援行動計画「すこやかあきた夢っ子プラン」の進捗状況について ・子ども・子育て支援新制度について
H26.1.21(火)	第 2 回	・「すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画の策定方針・方向性について
H26.4.22(火)	第 3 回	・「すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画の骨格について ・教育・保育の提供体制
H26.7.23(水)	第 4 回	・「すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画の骨子について ・教育・保育の提供体制について
H26.11.4(火)	第 5 回	・「すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画の素案について ・教育・保育の提供体制について
H27.2.5(木)	第 6 回	・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」案について
H28.2.12(金)	第 1 回	・「すこやかあきた夢っ子プラン」の実績報告 ・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」の進捗状況 ・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」の修正
H29.1.6(金)	第 1 回	・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」に基づく施策の実施状況 ・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」目標指標に対する平成 27 年度実績 ・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」の修正
H29.10.20(金)	第 1 回	・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」に基づく施策の実施状況 ・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」目標指標に対する平成 28 年度実績 ・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」の修正
H30.3.19(月)	第 2 回	・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」の修正
H30.11.13(火)	第 1 回	・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」に基づく施策の実施状況 ・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」目標指標に対する平成 29 年度実績 ・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」の修正
R1.5.31(金)	第 1 回	・次期子ども・子育て支援事業支援計画について
R1.8.7(水)	第 2 回	・「（仮称）第 3 期すこやかあきた夢っ子プラン」骨子案について
R1.11.11(月)	第 3 回	・「第 3 期すこやかあきた夢っ子プラン」素案について ・「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」目標指標に対する平成 30 年度実績
R2.2.4(火)	第 4 回	・「第 3 期すこやかあきた夢っ子プラン」最終案について

8 子ども・子育て支援の経緯

年度	県	国
H15 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法（7月） 少子化社会対策基本法（8月）
H16 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> 秋田県次世代育成支援行動計画「あきたわか杉夢っ子プラン」策定（3月） 期間：H17～21年度 	<ul style="list-style-type: none"> 少子化社会対策大綱（6月） 子ども・子育て応援プラン（12月）
H18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> 秋田県子ども・子育て支援条例制定（9月） 全国初の認定子ども園5園を認定（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい少子化対策（6月）
H19 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> 新待機児童ゼロ作戦（2月）
H21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> 少子化政策本部の設置（6月） ※後に少子化対策本部に名称変更 「ふるさと秋田元気創造プラン」策定（3月） 期間：H22～25年度 秋田県次世代育成支援後期行動計画「すこやかあきた夢っ子プラン」策定（3月） 期間：H22～26年度 	
H24 (2012)		<ul style="list-style-type: none"> 社会保障と税の一体改革関連法（8月） ※子ども・子育て支援関連3法含む
H25 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> 秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会設置（秋田県版子ども・子育て会議）（7月） 「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」策定（3月） 期間：H26～29年度 	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童解消加速化プラン（6月） 社会保障制度改革国民会議報告書（8月） ※少子化対策を社会保障の重要な柱として位置づけ
H26 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> 「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」策定（3月） 期間：H27～31年度 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税引き上げ（5→8%）（4月）
H27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> 「あきた未来総合戦略」策定（10月） 期間：H27～31年度 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度施行（4月）
H29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」策定（3月） 期間：H30～R3年度 	
R1 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」策定（3月） 期間：R2～6年度 「第2期あきた未来総合戦略」策定（3月） 期間：R2～6年度 	<ul style="list-style-type: none"> 新・放課後子ども総合プラン施行（4月） 消費税引き上げ（8→10%）（10月） 幼児教育・保育の無償化（10月）

9 秋田県子ども・子育て支援条例

秋田県条例第七十二号

平成18年9月29日制定

誰もが安心して子どもを生み、育てることができ、次代を担う子どもが健やかに成長することは、県民すべての願いである。

今日、結婚や子どもを持つことに関する意識が多様化するとともに、子どもに対する虐待やいじめに関する社会的関心の高まり、仕事と子育てとの両立を図ることができる雇用環境を整備する必要性の増大、家庭や地域における子育てを担い、支える機能の低下など子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し、これらにより急速な少子化の進行を招き、経済活動の衰退、地域社会の活力の低下、子どもの社会性の減退などが懸念されている。

このような状況に対処するためには、子どもの権利が保障され、仕事と子育てとの両立が図られ、地域が一体となって子どもと子育てを支える体制が整備される等の必要がある。

ここに、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを生み、育てる者が誇りと喜びを実感し、次代を担う子どもが健やかに成長することができる活力にあふれた地域社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援について、基本理念を定め、並びに県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本的事項を定めることにより、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども・子育て支援 子ども及び子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援、県民の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備、子どもの権利が保障されるための措置その他の子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が行う取組をいう。
- 二 事業者等 事業者、その団体及びその連合団体をいう。
- 三 子ども・子育て支援活動団体 子ども・子育て支援に関する活動を行う団体（営利を目的とする団体を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 父母その他の保護者が子育てについて最も重要な責任を有するという認識の下に、子育ての意義についての理解と子育てに伴う誇りと喜びをより深められるよう配慮するこ

資料

と。

二 子どもが権利の主体であるという認識の下に、子どもがその福祉を害する行為から保護され、差別及び暴力を受けることがなく、その意見を尊重され、調和のとれた人格の形成及び個性の伸長を図ることができる等の子どもの権利が保障され、並びに子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮すること。

三 子どもが次代の社会を担う主体であり、有為な人材となるようその育成を図ることが重要であるという認識の下に、県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が相互に連携し、及び協力して取り組むこと。

四 結婚及び出産に関する個人の意思並びに家庭及び子育ての価値に関する多様な意識が尊重されるよう配慮すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村と連携し、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民の協力を得て、子ども・子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者等の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が協力しながら子育てに取り組むことができる労働条件の整備その他の当該事業者が雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者の団体及びその連合団体（以下「事業者団体」という。）は、基本理念にのっとり、当該事業者団体を構成する事業者又はその団体に対し、前項に規定する雇用環境の整備に関する情報の提供、相談等を行うとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(子ども・子育て支援活動団体の責務)

第六条 子ども・子育て支援活動団体は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する活動を積極的に行うとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第七条 県民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に積極的に取り組み、及び県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本的施策

(基本計画)

第八条 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援に関する目標及び施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推

資料

進するための重要事項

- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県社会福祉審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民等に対する支援)

第九条 県は、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が行う子ども・子育て支援を促進するため、情報の提供、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、父母その他の保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図るための施策を推進するものとする。

(職業生活と家庭生活との両立のための措置)

第十条 県は、県民の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう事業者が行う雇用環境の整備について必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの意見の尊重)

第十一条 県は、子どもが意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に反映される環境の整備に努めるものとする。

(子どもの権利の救済)

第十二条 県は、子ども(十八歳未満の者に限る。以下この条及び第二十一条において同じ。)の権利の侵害に関する相談に応ずるとともに、その権利の侵害から子どもを救済するために必要な調査等を行うものとする。

(教育の充実)

第十三条 県は、生命の尊厳、子育ての意義及び子どもの権利が保障されることの重要性についての子どもの関心と理解を深めるよう教育の充実に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十四条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が連携することができるようにするための体制の整備について、必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第十五条 県は、子ども・子育て支援についての事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民の関心と理解を深めるとともに、子ども・子育て支援への積極的な参加を促進するため、子ども・子育て支援月間を設けるほか、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 子ども・子育て支援月間は、毎年八月とする。

(年次報告)

第十六条 知事は、毎年、子ども・子育て支援に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(市町村に対する協力)

第十七条 県は、市町村が子ども・子育て支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

第三章 子ども・子育て支援活動計画

(活動計画策定指針)

第十八条 知事は、子ども・子育て支援の総合的な推進を図るため、次条第一項の子ども・子育て支援活動計画の策定に関する指針（以下「活動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 活動計画策定指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の実施に関する基本的事項
- 二 子ども・子育て支援の内容に関する事項
- 三 その他子ども・子育て支援の実施に関する重要事項

3 知事は、活動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(子ども・子育て支援活動計画)

第十九条 事業者団体及び子ども・子育て支援活動団体は、活動計画策定指針に基づき、子ども・子育て支援に関する計画（以下「子ども・子育て支援活動計画」という。）を策定し、知事に提出することができる。

2 子ども・子育て支援活動計画は、実施しようとする子ども・子育て支援の内容及びその実施時期について定めるものとする。この場合において、事業者団体が策定する子ども・子育て支援活動計画については、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十二条第一項の一般事業主行動計画の策定の支援等に関する内容をその内容に含むものとする。

(表彰)

第二十条 知事は、前条第一項の規定により子ども・子育て支援活動計画を提出したもの又は次世代育成支援対策推進法第十二条第一項若しくは第四項の規定により一般事業主行動計画を策定した旨の届出をしたもので子ども・子育て支援に関し積極的な活動を行っているものと認められるものを公表し、又は表彰することができる。

第四章 秋田県子どもの権利擁護委員会

(設置及び所掌事務)

第二十一条 知事の諮問に応じ、第十二条の規定による子どもの権利の救済に関する調査をさせるため、秋田県子どもの権利擁護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する調査をするほか、知事の諮問に応じ、子どもの権利の擁護に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第二十二条 委員会は、委員三人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

資料

第二十三条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第二十四条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

(委任規定)

第二十五条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (略)

10 用語集

	用語	解説	頁
あ	あきた子育てふれあいカード	中学3年生までの子どもや妊娠中の方のいる家庭に優待カード（あきた子育てふれあいカード）を配付し、協賛店が独自に設定したサービスを受けられる仕組みで、平成21年7月から取り組んでいる。	28 38
	あきた結婚応援パスポート	新婚夫婦と婚約カップルを地域全体で応援する取組で、愛称は「Aiskip（あいすきっぷ）」。パスポート（カード）を協賛店舗に提示すると、割引やプレゼント等、様々な優待サービスが受けられる。	28
	あきた結婚支援センター	結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供するために、県や民間団体等が設立した一般社団法人。会員登録によりマッチングシステムを利用しお見合い相手を探すことができる。県内各地で開催される出会いイベントの情報提供のほか、企業同士の交流会の開催や結婚に関する相談業務等を行う。	29 42
	秋田県県民意識調査	県の施策に対する県民の意識やニーズを把握し、県政の推進に活かすことを目的に、県内に居住する満18歳以上の男女を対象に毎年行っている。	3 14
	秋田県子ども・子育て支援条例	子ども・子育て支援に関し、県、事業者、活動団体、県民の責務を明確にするとともに、支援策の基本的事項を定めた条例で、平成18年9月制定。	2 68
	秋田県子どもの貧困対策推進計画	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現に向けて、子どもの貧困対策の推進を図るための計画。 計画期間：平成28年度～令和2年度	16
	秋田県自殺対策計画	自殺対策基本法（自殺総合対策大綱）に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するための施策を定め、実施することを明示した計画。 計画期間：平成30年度～令和4年度	16
	秋田県社会的養育推進計画	平成28年6月の児童福祉法改正において「家庭養育優先原則」の理念が明確化されたことを受けて、平成27年3月に策定した秋田県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、家庭で養育することが困難な子どもたちに対し、本県が取り組むべき社会的養育の考え方やあり方を定めた計画。 計画期間：令和2年度～令和11年度	16
	秋田県障害者計画	障害者基本法に基づき、県の障害者施策全般に関する基本計画として策定するもので、障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画。 計画期間：平成23年度～令和2年度	16
	秋田県地域福祉支援計画	県が市町村地域福祉計画の達成に資するために、市町村の包括的支援体制構築等、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めた計画。 計画期間：平成30年度～令和5年度	16
秋田県ひとり親家庭等自立促進計画	ひとり親家庭等が家族形態の一類型として社会から尊重され、自立して安定した生活ができるよう支援することを目的とした、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るための計画。 計画期間：令和2年度～令和6年度	16	
あきた就職活動支援センター	就職活動中の方から在職中の方までの「働く」を総合的にサポートするセンター。就職活動に役立つ各種セミナーの開催、専門コンサルタントとの職業相談をとおして、就職に関する様々な悩みや疑問解決の支援を行う。	29	

	用語	解説	頁
	1号認定(教育標準時間認定)	子どもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する場合の認定区分。	48
	医療的ケア児	人工呼吸器を装着している、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある子ども。	26 42
か	家庭的保育	利用定員5人以下の少人数を対象としたきめ細やかな保育。保育者の自宅や安全に配慮された保育室等で行い、満3歳未満の子どもが対象。	48
	家庭的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、できるだけ家庭的な環境で養育すること。	25
	家庭養育優先原則	平成28年の児童福祉法改正により、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組等で養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。	25
	教育・保育アドバイザー	就学前教育・保育又は小学校教育に関して高い専門性を有する者で、就学前施設に対する巡回訪問や地域での研修のほか、園内研修リーダーの養成等により、地域において教育・保育を推進する役割を担っている。	21
	教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所の3施設を指す。	20
	結婚サポーター	県で登録し、各地域で活動するボランティア。出会いや結婚に関するお世話やアドバイスのほか、あきた結婚支援センターの紹介や出会いイベントの情報提供等を行う。	29
	合計特殊出生率	1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標で、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。	4 5
	子育て支援員	国の基準に従い都道府県が行う研修を修了し、保育や子育て支援分野の事業に従事するために、必要な知識や技術を修得したと認められる者。	20 23
	子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が気軽に集い相互交流を行ったり、子育ての不安・悩みを相談したりすることができる施設。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としている。	8 11
	「子育て世帯住宅リフォーム」の支援	秋田県住宅リフォーム推進事業の子育て世帯向け支援。 ①18歳以下の子ども2人以上と同居の親子世帯が行う、住宅(持ち家)のリフォーム等にかかる工事費を一部助成 ②18歳以下の子どもと同居の親子世帯が、空き家を購入して行う、住宅リフォーム等にかかる工事費を一部助成	11
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目のない支援を行う。	23 29 32 34 35 42
	子育てタクシー	荷物の多い乳幼児を伴ったの外出サポートや、保護者の代わりに責任を持って子どもの送迎を行うタクシーサービス。妊娠中の方や0～15歳の子どもと保護者が利用できる。子育てタクシードライバーは、全員子育てタクシー保険に加入しており、専用の講習と保育実習を修了している。	11

資料

	用語	解説	頁
	子ども家庭総合支援拠点	地域のコミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う拠点。	35
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が5年1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施について定める計画。	16
	子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第62条に基づき、都道府県が5年1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施について定める計画。市町村子ども・子育て支援事業計画を支援する位置づけとなっている。	2
	子ども・子育て支援新制度	幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため平成27年4月からスタートした制度。必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し取組を進めている。	2 12 13 19
	子ども・子育て支援法	「子ども・子育て支援新制度」の基となる法律のひとつで平成24年8月成立。一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、国、県、市町村、事業主、国民の責務を定めている。	2 19 46
	子ども食堂	貧困家庭の子どもや地域の様々な世代を対象とした、食事や居場所、交流の場を提供する民間の活動。	26
	こどものえき	「おむつ交換台」「ベビーキープ」「授乳スペース」のうち2種類以上設置された施設を「こどものえき」と県が認定。乳幼児を連れた親子が出かけやすい環境を整備している。	38
	子どもの権利	世界中の全ての子どもが、心身ともに健康に自分らしく育つための権利。子どもの権利の基本は、1989年の国連総会で採択された「子どもの権利条約」に定められている。	25 26
さ	里親	様々な事情により家庭で生活できない子どもを、一時的又は継続的に預かって、保護者に代わり温かい愛情をもって家庭的雰囲気の中で育てる人。	25 42
	3号認定（満3歳未満・保育認定）	子どもが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園、小規模保育等で保育を希望する場合の認定区分。	48
	事業所内保育	企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施（数人～数十人程度）。事業所その他様々なスペースで実施。	12 48
	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策について基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を推進するために制定された法律。平成17年4月から平成27年3月までの時限立法として施行されたが、令和7年3月まで10年間延長されている。	2 29 42
	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための目標を定め実施することを明示した計画。従業員数101人以上の場合は計画策定が義務、100人以下の場合は努力義務。	42
	小規模保育	利用定員6～19人の、小規模できめ細やかな保育。多様なスペースを活用して実施され、満3歳未満の子どもが対象。	48

	用語	解説	頁
	食育	県民一人ひとりが、自らの食について考える習慣を身につけ、食に関する知識や食べ物を選択する能力を習得し、豊かな秋田の自然や食に感謝しながら、健全な食生活を実践するための力を育むこと。	21 39 40
	女性健康支援センター	秋田大学医学部附属病院に委託して、「こころとからだの相談室」～不妊専門相談センター・女性健康支援センター～を開設し、思春期から更年期までの女性の健康相談に応じている。	33
	新・放課後子ども総合プラン	全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するための国の計画。 計画期間：令和元年度～令和5年度	2 23 41
	すこやかあきた出会い応援隊	あきた結婚支援センターに登録され、独身男女に出会いの場を提供する企業や店舗、施設、団体等。それぞれの特性を生かし、様々な出会いイベントを企画・運営。	29
た	第1期秋田県障害児福祉計画	児童福祉法に基づき、障害児通所支援事業や障害児相談支援事業の必要見込量とその確保のための方策等を盛り込み、障害児福祉施策を推進していくための目標として策定した計画。 計画期間：平成30年度～令和2年度	16
	第5期秋田県障害福祉計画	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援事業の必要見込量とその確保のための方策等を盛り込み、障害福祉施策を推進していくための目標として策定した計画。 計画期間：平成30年度～令和2年度	16
	第5期秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画	人権擁護と男女平等の実現を図るため、本県における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画。 計画期間：令和2年度～令和6年度	16
	第3期あきたの教育振興に関する基本計画	教育基本法に基づき県教育委員会が策定する本県教育に関する基本的な計画。本県教育が目指す方向や今後推進すべき具体的施策を記載している。 計画期間：令和2年度～令和6年度	16
	第3期ふるさと秋田元気創造プラン	平成22年度から推進する県政運営の指針で4年ごとに策定。3期では人口減少問題を克服するとともに、「時代の変化を捉え力強く未来を切り拓く秋田」を創り上げていくことを目指している。 計画期間：平成30年度～令和3年度	16
	第三次秋田県特別支援教育総合整備計画	本県特別支援教育推進の具体的な方向性を示した計画。 計画期間：平成30年度～令和4年度	16
	第2期あきた未来総合戦略	まち・ひと・しごと創生法に基づき、令和元年度までが推進期間の第1期戦略に引き続き、人口減少対策・秋田の創生に取り組むために策定した戦略。 推進期間：令和2年度～令和6年度	16
	第2次あきた子ども・若者プラン	子ども・若者育成支援推進法に基づき、本県における子ども・若者育成支援についての計画を取りまとめたもの。 計画期間：平成28年度～令和2年度	16

	用語	解説	頁
	第4次秋田県男女共同参画推進計画	男女共同参画社会基本法第14条の規定に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて総合的・長期的に講ずべき施策についての基本的な計画として、平成13年度から平成17年度までの5年間の第1次計画期間とする「秋田県男女共同参画推進計画」を策定。以後、5年ごとに見直しを行い、第4次男女共同参画推進計画からは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条の規定に基づく女性活躍推進計画と一体的に策定し、男女共同参画の推進に加え、女性が活躍できる環境の整備に向けた施策等も位置づけている。 計画期間：平成28年度～令和2年度	16
	多様な担い手	多様な担い手とは、多様な世代や事業者による「ながら見守り」、スクールガードや「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の担い手をいう。 「子ども110番の家」は、通学路周辺の民家、事業所、コンビニエンスストア等の地域住民が協力して、付きまといや声かけ等の事案で、身の危険を感じて避難してきた子どもを一時的に保護する民間ボランティア活動で、支援すべき施策として「登下校防犯プラン」に盛り込まれている。	38
	地域型保育事業	市町村による認可事業で「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」等。児童福祉法において児童福祉施設（7条）として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業。	20 21 48
	地域学校協働本部	多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。	41
	地域子ども・子育て支援事業	保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図るための事業。保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点等、13の事業メニューの総称。	18 20 23
	登下校防犯プラン	子どもの被害は、登下校、特に下校時（15～18時）に集中していることから、この時間帯における総合的な防犯対策の強化を図るため、平成30年6月に国が決定したプラン。	38
	都市公園	都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園又は緑地。 近所にある小さな公園から秋田県立中央公園のような大きな公園まで、目的・種類も多様。	38
な	2号認定（3歳以上・保育認定）	子どもが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園等で保育を希望する場合の認定区分。	48

	用語	解説	頁
	妊娠・出産包括支援事業	各地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うため、市町村の子育て世代包括支援センターにおいて実施する事業で、主な取組は次のとおり。 ①産前・産後サポート事業 妊娠・出産や子育てに関する不安や悩み等について、子育て経験者等が相談支援を行うほか、母親父親同士の交流等を実施し、家庭や地域での妊産婦等の孤立感解消を図る。 ②産後ケア事業 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援を行う。宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型がある。	33 34 42
	認定こども園	教育・保育を一体的に提供する(幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ)施設で、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場でもある施設。	3 12 21 23 24 25
は	P D C A サイクル	「Plan=計画」「Do=実行」「Check=評価」「Action=改善」の4つの英単語の頭文字。4つの段階を循環的に繰り返し行うことで、仕事を改善・効率化することができる方法。	46
	ひとり親家庭就業・自立支援センター	ひとり親家庭の父親や母親等の自立を支援するため、就業相談、就業に役立つ技能習得講習会の実施、就業情報の提供、養育費相談等の支援を行う。	26
	福祉医療費助成(マル福)	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、中学生以下の子どもにかかる医療費の一部または全額を助成。(対象年齢、所得制限、自己負担額等を市町村が独自に定めている場合がある)	30
	副食費の助成	幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳から就学前までの子どもの副食費(おかず代)を助成。令和元年10月スタート。	31
	不妊専門相談センター	秋田大学医学部附属病院に委託して、「こころとからだの相談室」～不妊専門相談センター・女性健康支援センター～を開設し、不妊・不育相談に応じている	33
	フレックスタイム制度	労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度。	10
	放課後子供教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施。地域の子ども全般が対象である。	23 41
	放課後児童クラブ	保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。平成10年4月より「放課後児童健全育成事業」として法制化されている。	2 23 42
	放課後児童支援員	有資格者である放課後児童クラブの職員。平成27年度より保育士資格等の有資格者や実務経験一定年数以上の者で、都道府県が実施する研修を修了することが要件となっている。	24

資料

	用語	解説	頁
	母子保健コーディネーター	子育て世代包括支援センターにおいて、全ての妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や家族に切れ目ない支援を行う保健師、助産師等の専門職。	33 34 35
	ポピュレーションアプローチ	妊娠・出産、子育てに関するリスクの有無にかかわらず、予防的な視点を中心とし、全ての妊産婦・乳幼児等を対象とするアプローチのこと。子育て世代包括支援センターの支援はポピュレーションアプローチを基本とする。	35
ま	みなし保育士	保育士配置に関する特例により配置を認められた保育士資格を有しない者。条例に定める一定の要件を満たした場合に、次の者を設置者の判断で保育士とみなすことができる。 ①保健師、看護師、准看護師 ②幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者 ③知事が認める者（子育て支援員研修・地域保育コースの修了者、常勤で1年程度の保育業務の経験を有する者等）	20
	メンター	仕事上（または人生）の指導者、助言者の意味。	28
や	幼児教育センター	幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点。	21
	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもや、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの利用料を無料とする制度で、令和元年10月スタート。	19
	要保護児童対策地域協議会	保護を必要とする児童等に対して適切な保護や支援を行うための検討等を行う、児童の福祉に関連する業務に従事する者等で構成される機関。	24 35
ら	リスクアセスメント	子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦・家族との面接やアンケートの結果等から支援の必要性を判断すること。	35
	ロールモデル	自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。	28
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。	29

第3期すこやかあきた夢っ子プラン

令和2年3月

秋田県あきた未来創造部

次世代・女性活躍支援課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

TEL 018-860-1553

FAX 018-860-3895